

総務常任委員会会議録

[平成24年12月 7日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成24年12月 7日
午前10時00分 開会
午後 4時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	廣 内 孝 次
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	久 米 啓 右
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	橋 詰 恭 子
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
総 務 部 長	淵 本 幸 男
財 務 部 長	土 井 本 環
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	藤 本 政 春
農 業 振 興 部 長	松 下 修

産業振興部長	興津良祐
都市整備部長	山崎昌広
下水道部長	道上光明
教育部長	岸上敏之
会計管理者 次長兼会計課長	馬部総一郎
市長公室次長	橋本浩嗣
総務部次長兼 選挙管理委員会書記長 兼総合窓口センター統括	林光一
財務部次長	細川貴弘
次長兼監査委員事務局長	大瀬久
市長公室課長	喜田憲和
総務部総務課長	佃信夫
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一
財務部財政課長	神代充
財務部管財課長	堤省司

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	4
①議案第79号 南あわじ市淡路人形会館建設基金条例を廃止する条例制定について	40
②議案第80号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館基金条例を廃止する条例制定について	57
③議案第109号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	81
④議案第75号 平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計補正予算（第1号）	85
⑤議案第76号 平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計補正予算（第1号）	86
⑥議案第77号 平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計補正予算（第1号）	86
⑦議案第78号 平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計補正予算（第1号）	87
⑧議案第108号 平成24年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	4
2. 閉会中の所管事務調査の申し入れについて	88
3. その他	88

III. 会議録

総務常任委員会

平成24年12月 7日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時00分)

○柏木 剛委員長 それでは、おはようございます。

総務常任委員会の日を迎えました。新役員構成でスタートします総務常任委員会ですが、1年間よろしくお祈いします。

さて、本委員会に付託されました案件ですが、お手元の次第のとおりでございます。委員並びに執行部各員には慎重かつ真剣な審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。よろしくお祈いします。座って失礼します。

それでは、執行部のほうの御挨拶、お祈いします。

○副市長(川野四朗) おはようございます。きょうは総務常任委員会に付託をされた案件の審議ということでございますが、どうぞよろしくお祈いしたいと思ひます。

12月に入って、本当にもう寒い日が続いてお祈います。きょうも朝起きたらひやっとしたような感じで、本格的な寒さやなというように思ひながら役場へも来させていただいたんですけど、やっぱり温度を見てもみますと、きょうの南あわじ市の最低気温は2.7度、それも12時を回って、1時のちょっと前ぐらいに2.8度に下がっておったんですけど、我々が来る時にはもう5度ぐらいになってお祈いするような気候でした。ちょっと我々の感じとそういう計測するところとは違ひうんかなという思ひもしてお祈いしたんですけど、そういうふうなことでございました。

12月に入って、今福良では弁天さんをお祈いして地域の繁盛を願うというふうなことでございます。本当に、久しぶりのお祈いのように聞かいてお祈います。きょう、あす、またあさってと、天候に恵まれて地域の皆さん方が挙げてお祈いをやってお祈られるわけでございますので、盛会を祈念したいなというふうにお祈いしてお祈いしております。そういうものに引張っていただかいて、地域の活性化を図っていかたいと思ひしてお祈いしておりますので、どうかよろしくお祈いしたいと思ひます。

先ほど言ひましたようにきょうは付託案件の審査ということでございますので、どうか慎重に御審議いただきますようにお祈い申し上げたいと思ひます。

1. 付託案件

⑧ 議案第108号 平成24年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)

○柏木 剛委員長 それではただいまから、第45回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件について、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更して、まず議案第108号、平成24年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。まず歳入について、ページは14ページまでを議題としたいと思います。

歳入について質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 13ページですが、基金繰入金の人形会館建設基金繰入金と、人形浄瑠璃館基金繰入金、2つについてお伺いいたしますが、人形会館建設基金の期首といたしますか、23年度の期末の繰越金が5,496万6,000円であったかと思えます。それから人形会館建設繰入金については23年末が872万円だったかに思えますが、この取り崩しがそれよりもそれぞれ多いわけですが、このいきさつについて説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長(神代充広) まず人形会館建設基金のほうでございますが、今、議員がおっしゃられましたように、23年度末現在で872万でございます。当初予算のほうで68万2,000円計上をいたしております。これはふるさと応援寄附金で67万円、それから基金利子で1万2,000円を見込んでおります。それを足しまして940万2,000円でございます。これについては決算で数字のほうは変わってくるかと思えますけれども、一応予算上はそういうふうに見込んでおりますので、今回940万2,000円全額を取り崩すということにいたしております。

それから人形浄瑠璃館のほうの基金でございますけれども、これは23年末で5,496万6,000円でございます。これも当初予算で人形浄瑠璃館積立負担金ということでこれは人形協会のほうから毎年入ってきております275万円、それと基金利子として5万2,000円の280万2,000円を当初予算に計上いたしております。これを足しまして、5,776万8,000円ですか、その金額でございます。それにちょっと複雑になるんですが、先ほどの940万2,000円、建設基金のほうですけども、これを取り崩

して歳出のほうでこの浄瑠璃館基金のほうへ積むような形にしております。積みかえるような形にしておりますので、それを加えまして6,717万というふうになります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この2つ合わせて7,600万があるということではないということですね。6,700万余りが基金条例等々を取り崩して人形協会に行くお金であるということですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 利子とふるさと応援寄附金等で、決算上は若干変わってくるかと思いますが、おおむねそういうようなことでございます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

それでは、質疑がございませんので次に歳出のほうに移ります。

歳出について質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 16ページ、介護補助員の賃金ということになっとるわけですが、この内訳の説明をいただけますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） これにつきましては、さくら苑に従事する臨時職員の賃金でございます。正規の職員が産休というようなことで休んでおりまして、その8月1日から産休を取っております。その産休の代替ということで臨時職員を採用、雇っております。その賃金でございます。その内容については申しわけございませんけれども今、手元にはございません。多分時給900円程度だったかと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この介護補助員は特に資格は問われないんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）　　そういうふうに思っております。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうしますと、参考までにお伺いしたいんですが、このさくら苑については有資格者と無資格者というふうな分け方をした場合、どのような構成になっていきますか。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）　　申しわけございません。その資格等については今、手元に持ってございません。申しわけございません。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　施設介護ではあるにしましても、産休に入っとる方も無資格者であったということになるわけですか。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）　　ちょっとその資格云々については把握をしておりませんが、介護士等の資格はあったんじゃないかなと思っております。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　もし資格がある方を無資格の方に置きかえるということはよろしくないように思うんですが、その点いかがですか。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）　　ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○柏木　剛委員長　　よろしいですか。人数とかその辺を含めて。そういうことで改めてまた。

ほかにございせんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 17ページの民生費の生活保護費で、医療扶助費が1,900万円減額になってますけども、これはどういうことで減額になったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当初見込んでおったよりも今現時点における年度末までの医療扶助費が当然、少なかったということで減額をさせてもらっておりますけれども、特に大きく医療扶助を受けておる保護者の人数が減ったとか、そういうものではございません。今時点での医療扶助費の実績と今後の見込みによって、当初予算の額より少ないということから補正を上げさせていただいておるところでございます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その上の生活扶助費がふえてますよね、860万。とかいうのもあって、これだけ減額しても大丈夫なのかなと思っただけなんですけど、その点は見込み的には大丈夫だということですね。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 生活扶助費につきましては、保護者の数もふえておりますので当然今、現時点ではふえる見込みをしております、23年度と比較しましてこの決算見込みが6%余り、生活扶助費では伸びる予測をしております。また、医療扶助につきましては23年度の決算額と比較いたしましても8%程度下がると、そういうふうな今現時点での予測ということで、この補正を提案しておるところでございます。

○柏木 剛委員長 いいですか、もう。

ほかにございせんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ずっと健康福祉部長ばかり聞いて申しわけないんですが、これは前も聞いたんですが、18ページなんですけど、特定不妊治療の補助ということで50万の補正ということで出ておりますが、結構これも効果があるという、決算のときの説明を伺って

おるわけですが、この特定不妊治療費についてはいろんな考え方があって、南あわじ市の場合の基準で限度額が1回目受けたら10万円というようなことですか、初年度3回で合計で通算で10回まで認めましょうということなんですが、今もう一度、これまでの効果のところ、ちょっと説明いただいた上で、質問したいことがあるんですが。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今現在、9月末までの申請件数が11件でございます、支出が80万4,000円となっております。年度末までの見込みというように今今回補正を上げさせていただいておるんですけども、23年度の実績ということで27件、2,300万円の実績がございました。それで、23年度については13組の夫婦がこういう治療を受けられて補助金を支出いたしましたけれども、そのうち4組が妊娠されたというところでございます。また22年度につきましては、9組申請があったんですけどもそのうち4組が妊娠をされたということになっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この特定不妊治療の効果というのが年々技術も進み、成功する例がふえているというふうに聞いておるんですね。これ、非常に高齢の方の出産もちよくちよく耳にするということで、22年から23年にかけて成功したということで、申し込みの方がふえておるわけですが、ちょっとこの成功率というのが若干落ちているというような印象なんですけども、いろんなやり方があって限度額10万円でなしにもっとさらに高度なものをというような、いろんなことがあってですね、この限度額そのものや回数とかいうようなことについて、さらに改善ということの考えということもあるかと思うんですけども、若干この成功率が落ちているふうに思うんですがこれは統計的に見てどうなんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） ちょっと統計的な資料は確認はしておりませんが、やはりいろんな治療を受けられてこういう結果に結びつくということが本当に喜ばしいことですので、なるべく市といたしましても、そういうふうなよい結果になるような手だてとして、またできる範囲では何ができるのかというところでありまして、検討はさせていただきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 同じく18ページの住宅用太陽光充電システム設置補助金320万円、
これは80件分ということになるんですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 住宅用太陽光発電につきましては9月議会、第1号補正
においても補正をさせていただきました。それで補助金の額につきましては御承知のとおり、
1キロワット当たり2万円の4キロワット上限で8万円ということになってございます。
件数的にはそれ未満という話の中で、最低件数としてはそれを8万円で割った数字と
いうことになります。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたらこれは、完了してからですよ。申請時点ではもちろん
そういうのは補助金出しませんよね。完成した後ということですよ。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 補助金の流れにつきましては、最初、国との補助金の申
請関係もございまして、いろいろ国での決定事項、また関電との契約関係の書類もつけて
いただいて、最初承認申請を出していただいて、それで仮決定みたいなのをやって、それ
でつけた後に交付申請をしていただいて交付するというふうな補助金の流れになっており
ます。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、例えばそれを来年の3月31日までにやれば、この
対象として24年度の補助金として受け取れるということになるんですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 補助金でございますので、当然申請において当該年度で

申請いただければ、その年度の交付対象になるということでございますけれども、これについてはまた当初予算に絡む話なんです、来年度も措置するというので現在進めております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら申しわけないですが、今現在の住宅用太陽光充電システム設置補助金の対象件数は何件ありますか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 今現在、90件を超えております。先月の11月中旬で90件ということでございます。それからもう数件、4、5件は今来ております。大体、ここ近いところは月10件程度は申請が新しく出ております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、23年度に比べてどれだけふえてますか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 23年度はこの補助金はなかったということでございます。24年度から市として補助金を交付するという、24年度の新規事業でございますので、23年度は把握できておりません。

○柏木 剛委員長 ほかにありませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 太陽光の話が出ましたので、23ページ、消防費に入っておるとするのは不思議な感じもするんですが、福良小学校太陽光発電設備設置工事ということで、これはいわゆる避難所という扱いの中でこういう事業ということになってるのかと思うんですけども、その中身の説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 済みません、市長公室のほうで競争資金に手を挙げさせていただいたので趣旨的なことを述べさせていただきたいと思います。基金全般につきましては東日本大震災、あるいは原発事故等によりまして、逼迫した電力需要に応じて災害に強い自立分散型のエネルギーシステムを導入して環境先進地域をつくり上げていくということが趣旨でございます。その趣旨に基づいてグリーンニューディール制度を活用して、避難所や防災拠点において災害時に必要なエネルギーを確保するために再生エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入を支援するものという形になっております。その中で全国的にはまず第一義に都道府県あるいは政令指定都市約60ほどの地域が競争資金として手を挙げて、確か十数カ所だけだったと思います。兵庫県内においては約9億と聞いておりますが基金を持ってそれも競争で手挙げ方式で南あわじ市から2億の要請をさせていただきました。その結果として4,000万しかなかったわけですが、41市町のうち13内示をいただいたというような経緯でございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 総務部長、いいですか。
総務部長。

○総務部長（淵本幸男） このグリーンニューディールという基金事業についての説明は市長公室の課長にあったとおりでございます。避難所というような部分の中で今回は福良小学校におきましての太陽光発電、蓄電池を含めたそういった部分で計画をさせていただきましたというようなところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何キロワットですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） これも設計はこれからというところでございますが、予定としては20キロワット程度を予定しているというところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体1キロ設置、今40万円かかるんですかね。どないなんですか、もうちょっとかかるのかな。ということになると、20キロでどうなるのかな、800万

ぐらいですか、4,000万円ちょっと復興基金で予算枠が取れたということになると、まだほかにもできるということですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 公共事業の場合のキロワットの単価ですけれども、やはりしっかりしたものをつけると、いわゆる長期的に維持保存がきちっとできるものということで、今全国的にはキロワット当たり55万から60万というような形が大体のベースでございます。ただこれは設計をしてそれから入札をしての結果によりますので、その内容によって決めていくということになってこようかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは結構なんです、復興基金2億申し込んだと。内示というか手を挙げる中で4,000万円は認められたと。今仮に20キロという計画でいくと、60万ということで行くと、最大でこれについては1,200万ぐらいの事業費になるのかなと、となるとほかにもするのでしょうかということをお聞きしておるんです。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これは事業趣旨に基づきまして、あくまでも災害時にきちっと対応ができるということで蓄電池を導入していくということになっております。蓄電池については御存じのとおり非常に単価が高い状況でございます、約倍ほどかかるのではないかなというふうに考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 拠点になる施設、福良もそうですが阿万もたしか、大変なことも想定もされると。それから他の地域でもこういう拠点的な施設については復興基金あるなしにかかわらず、災害防災対策は優先的に取り組むとしてもっと必要な設置をすべき、例えば中央庁舎であってもそうだと思うんですが、20キロといわず50キロ、100キロというようなことも今後考えていかないといけないのではないかなということなんです。これも多くの議員がこういう対応をもっとやるべきやということはかなり出てると思うんですけれども、そうした2億という中にはそういうことも当然含まれておったのかなと思ったりもするんですが、どんな考え方で今後行くんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 申し込みをさせていただきましたのが約4,000万かける5カ所でございます。5カ所につきましては当然、阿万も入れまして市内の太陽光が上がっていなくてなおかつ海に近い学校を主として申請をさせていただいた結果、グリーンニューディールにつきましては1カ所しか認められなかったというような経緯でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それならほかのところはいつやるんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 今回は枠の関係でこの基金事業として取り組めたのが1カ所というところでございます。現状としてはそれぞれの避難所には発電機なり投光器なり、そういったものを今現在は整備しております。それで今後のことなんですけど、避難所の中にもそういった部分がまだ残されているということでございますので、基金はこういった状況でございますが、有利ないろんな補助制度なり、また国からの支援、そういった部分も含めて今後検討していきたいというように思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、緊急ではないんですか。お金があるさかい、一応手を挙げたというぐらいの話なんですか、そのあたりを聞きたいんですよ。どうしてもやらなあかんと思って2億の事業費を申請して、残念ながら4,000万円であったということなのか、どうしてもやらなあかんという思いの中でやったけど、こっただったというのか、9億もあるさかい、これとこれと言っておけというようなことでやったのか、どちらなんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 当然のことながら兵庫県におきましては南あわじ市が一番南海トラフ地震の影響を受けます。ですから、こういう照会があったときには真っ先に

手を挙げさせていただきました。といいますのは100%補助ということで非常に有利ですので、ぜひともいただきたいということで県庁の担当のほうにも優先してお願いしたいということだったんですけども、やはり41の市町に照会をしてその結果として配分を検討して判断させていただくということで、補助金の流れについてはそういうことでございます。

ですから御質問はいろいろとその蓄電池を含めてそういう災害対応できる箇所をどうふやしていくのかという方針的なことかと思えますけれども、それは防災のほうでいろいろと検討されておるといふことかと思えます。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 当然、必要な地域があるわけで、このグリーンニューディール基金につきましては一応24年度はそういうことであつたというようなことでございます。これ、環境税の関係でございますので、今後そういった環境税を活用してというような部分もかなり出てくるという可能性がありますので、できるだけ有利な部分を活用しながら順次対応していきたいというように考えています。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 有利な条件があつたらやりましよう、便乗型の、探してもらつたらいいんですよ、便乗できていけばいいんやけど、これ待っちゃうんですか。緊急性があつてどうしてもやらなあかんものであれば、やっぱり予算を組んで取り組むということではなければあかんと違うかと思うんですけどね。ええもんあつたさかい、まあやりましようかというような、そんな公共事業に便乗型するようなことではいかんのでないかと、必要なものをやるんだという姿勢が要ると違ひますか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 当然、目標を持って今回も緊急にできたらというような思いの中で要望してきたということでございます。そういうことで、今後も当然緊急性も含めて。なかなか単独でというような部分は難しい部分もあるわけなんですけど、できるだけ県、国のほうへ要望しながら順次整備していきたいなという考え方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 僕、今思ったんですけどね、恐らく県もそういう市の姿勢を見たんと違えますか。あんまりこれは必要性を言うてきてへんなと。手を挙げとっけんど、一応挙げてきたんだなど。まあ、4,000万ぐらいでええかという話になったんと違うかという印象を今受けました、はっきり言って。本当に必要なんですと、もしもらえないんだつたらうちはもらえなくてもやりますというぐらいのことで行けばさらにこれ、枠がふえたんと違うかなという印象を持ちますね。

よくそういう、我々も県の事業で手挙げ方式のものがあって、手を挙げてやる場合、県から聞かれます。申し込みがようけあったんで、どないしますかと。そりゃもらえなかったら絶対やらなあかん事業だから、我々で何とか工面してやりますということをお知らせするように持ってくるんですよ、県は。それで何とかそしたらおたくの事業、認めましょうというようなことで、追加でとか結構くれますよ。一応2億円、これだけ要るんやけど、こんだけしてもらったらええわぐらいの話で今終わってるような印象を受けて仕方ないですね。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○蛭子智彦委員 いや、これは市長公室のことというよりも、防災の問題と違えますの。防災課の問題と違えますか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 決してそんな、挙げといたら何ぼかというようなつもりで申請しとるわけではございませんので。9億円の中でぜひとも南あわじ市についてはこういう形で緊急性があって必要性があるというような部分で申請をしております。今回はこういうことやったんですけど、引き続いて要望してできるだけ有利な部分の中で対応していきたいという考え方をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一点はちょっとずれておるんですよ。有利な条件があったらそれを探してきて、あればやりますということではだめですよということを今、繰り返し言いますよ。わからないかな、わかってもらえませんか。必要なものだったら、本当にいつ来るかわからないものだから、本当に対応するべきやということを繰り返し今、言いますよ。これは今に始まったことではない、3.11以降、こういう話も出てきているし、それから緊急時の対応ということも加えて原子力発電に頼らない自然循環型

エネルギーを見直そうという動きもあって、こういう太陽光発電というのも大きく今、社会的に普及が進んでいってる中であって、避難所にはそういう施設と蓄電池と、これはやっぱり設備常設しておかなあかんと、この今2億で5カ所で足りるんかどうかということの吟味も当然あると思うんですけども、やはりこれはたまたまその2億がやろうと思ったところにこれができるんで、あと1億6,000万、市の負担が少なくなったから、これは何とか25年度中にもやる、あるいは26年のそう遅くない時期にやり上げるぐらいのことは考えておかないと、ずるずる行くんと違いますか。どうですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 今回がスタートというようなことで、あとの残る部分についても十分検討させていただいて、早急に対応をしていきたいということでございます。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 済みません、先ほどの蛭子委員の質問の件なんですけれども、正規それから臨時とも資格についてはヘルパー2級以上というようなことで、今回の産休の代替の職員についてもヘルパー2級ということでございます。それと月額賃金ということでございまして、14万6,700円という手当でございまして、以上でございます。申しわけございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。これは何歳の方ですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 確認はしておりませんが、比較的若い方であったかと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体、後のほうにもこの介護保険の関係で、これはまあ地域密着型じゃない施設なので、若干話は違うんですけども、夜勤とか随時対応というようなことが今非常に言われてるように思うんですよ。こういう方というのは例えば夜勤をやった場合

の手当とかどうなっているのかなど。介護施設でやるものも随分考え方が変わってきて、看護師や医師しかできなかったものを介護施設でもやるようになってきてますよね、確かそうなってると思うんですよ、どうですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 夜勤については夜勤をしていただく臨時職員の方、別枠として4名の方、その方々に輪番というのか当番制でしていただいております。医師または看護師にかわる介護士がかわっておると、それはケース・バイ・ケースだと思いますけれども、さくら苑については介護の特定施設分野の事業を平成22年当時やったと思えますけれどもしてございまして、この介護の特定施設、これについてはそういう医師、看護師は特に必要はないと思っております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さくら苑はそうなのかもわからないですけど、一度業務としてですね、臨時対応ということで医師や看護師以外の者ができる業務がふえてる、施設の中にあっては、施設にもよるんですけども、おっしゃったようなことだと思うんですけども、こういうことがあるかと思うんですが、今のこの時給900円という基準ですけれども、これはそういう年齢とか技能とか施設とか、これを超えての900円というような単価の基準なのか、施設や職種によって若干違いがあるのか、その点はどうなってるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 臨時職員の方々の賃金基準というのは規則で基準が決められてございまして、介護職員の場合は単価的に時給900円というようなものでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは決して高い金額ではないと思うんですね、資格者であって。今の話でいきますと、介護職員の業務内容にはかかわらず単価を決めているということのようですけれども、部長がおっしゃったように特定介護施設というようなものもあればさまざまな今、施設がありますね。非常に施設がふえてるんですよ。相当ふえてますでしょう。それで介護保険法の改正の中で随時型とか巡回型とかそんなものがふえたり、地域密

着型とか、介護予防施設とか介護施設とか、本当にたくさんになって、ここの条例改正を見ておっても、議案の81号や82号を見とってようけありますよ。そこでできるものも多種多様にあって、介護職員でもその中もいろんな対応があって、これもうちよっときめ細やかに採用していく、責任は重い、しかし賃金はこうだというようなことの中で。市が直営している介護施設はさくら苑しかないんですけども、今後そういう状況、状況に応じての考え方というのひょっとしたら必要になるのかもわからないというようなことも思うんですけどね。市が抱える訪問看護施設、あるいはヘルパーさんらの事業、こういうことにも随分かかわってくる話もあるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、その点、どんなお考えでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今おっしゃいましたように、市が直営で実施しておる介護サービス事業というものは限られております。法律に沿った形で人員であるとか施設の基準であるとか、そういうものには当然沿ってそういうサービス事業を実施していく必要があろうかと思えます。人員、職員の賃金につきましては当然市のほうで定めておるそういう基準に沿って今やっただいておるところでございまして、何はともあれ当然介護サービスを実施するというので、やはりサービスを受ける方の適切なサービス事業が実施できるように努めていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 お待たせしました、北村委員。

○北村利夫委員 23ページ、今、小学校の話があったんですけども、その下に津波避難路カラー塗装等工事というように出てるんですけども、これはまずどこをやるんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 以前から地域と色々な話もあったんですけども、今回、県でモデル事業として南あわじ市で、それも福良地区でモデル事業をやって、それで25年度以降、新しい制度としてこれを津波避難の関係で広げていこうというような思いの中で今回初めて、知事の肝いりというかそういうことで出た事業です。

モデルということで、今まで、24年度も工事を実施した箇所もあるんですけど、以前も避難路として整備した、そういう箇所をカラー塗装というのを基準に今回整備して、それを県下にモデルとして発信していくという考え方で今回計上させていただいています。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる県の事業をそのまま、トンネルで来た事業なんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 財源的には今回、補正予算で900万ということで上げさせていただいておるんですけど、県のほうのモデル事業としては700万という中でその2分の1を県が補助しますよと。それと市が負担する2分の1の部分につきましても、特別交付税等で見ましようというようなことで話ができております。具体的にはカラー塗装ということがメインなんですけど、夜間の部分で夜光性というような部分も入れて、入り口あるいは経路、そういった部分で歩行がしやすいような、そういった部分も入れて今回整備していきたいなという考え方でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 下に「等」とついてて、そこらを伺おうと思うとったら、今言うてくれてんけども、実際これ、福良の中をやるんやということなんですけども、福良の中でもまずどこからやるんやということも決めておられるんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 福良の中で5カ所ほど場所があるんですけど、そういった部分の中で以前からした部分もあるんですけど、今回する分と合わせてやっていきたいというように思ってます。ただ全部が全部、補助対象にならない分がございまして、その分を市単で若干上乘せして今回補正予算を上げさせていただいたというところでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 以前にやったところなんですけども、これはいわゆる新道になるのかな、両方に、道の両脇に色を塗ってあるところがあるんですけど、福良の中に。あれはそうですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男）　　今回、福良の中で横道といいますか、そういった部分で舗装しておるんですけど、あれはスクールゾーン、そういうことでやってまして、このモデル事業で実施するのはそういった部分から縦線というか、そういった部分で避難路、幅が1メートル50程度、そういった避難経路として整備させていただいたところをカラー塗装していきたいということで今、考えています。

○柏木　剛委員長　　都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広）　　今の総務部長のほうからお話がありましたように、私どものほうで、交通安全の対策というような形で道路の、要するに塗装をしております。そういった意味で今度津波のほうにつきましてはやはり同じような工法にはなるんですけど、若干、今は15センチ、20センチというようなそんな話なんですけど、今後はやはりもう少し広い、幅の太いというようなそんな形で考えております。

○柏木　剛委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　いわゆるわき道、避難路のところに誘導灯とかカラー塗装、それは夜光性のものと、これ以前からいろんなところから要望等あったと思うんですけども、それに乗った事業だと思っていいんですか。

○柏木　剛委員長　　総務部長。

○総務部長（渕本幸男）　　そのとおりでございまして、これをこの津波の関係で避難路対策をしている、そういった部分に順次今後、本制度となっていくと思いますんで、これを活用して今後順次やっていきたいなということで考えております。

○柏木　剛委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　縦に上がる避難路というのは結構わかりづらい部分があるんですよ。地元の人にはわかるにしたって、ちょっとよそから来た人にはあんまりわからへん。ということは、そのときじゃなしに、そこへ行くところもやっぱり示す必要があるんじゃないかなと思いますんで、そこらもあわせて。

○柏木　剛委員長　　総務部長。

○総務部長（渕本幸男） その避難経路の入り口というか、そういった部分の広い道路が当然あるわけなので、そこから入っていきますよというような表示も含めて対応していきたいというふうに考えてます。

○柏木 剛委員長 まだほかにもあると思いますので、ちょっとここで休憩をとらせてもらいます。11時5分まで休憩します。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時 5分）

○柏木 剛委員長 再開します。
久米委員。

○久米啓右委員 21ページの港湾管理費ですが、議案の説明のときに発注方法が変わっての減額というふうになってましたけど、その辺、説明を聞き漏らしたんで、詳しくお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） この減額につきましては福良の排水機場、第1、第2、第3と3つございます。これを今まで県からの委託で私どものほうで保守点検のほうをしようとしたわけなんですけれど、今度県のほうで一括して行うというような形になりました。そういった面でその設備の点検そのものの委託経費が削除されるというような形になります。当然、入のほうにつきましても減っておると、そういうような状況でございます。あと、維持経費のほうにつきましては人件費、そういった面で県のほうからの委託を受けてうちのほうで排水機場の管理をすると、そういったところでございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 発注に伴う人件費等についての減額も含まれてると思うんですけどもその実質の、業者への委託料金に関しての差額というのはどれほどのもんかわかりますか。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 設備機械電気のほうの経費につきましては福良の第1のほうで600万、また第2には580万、それと第3のほうで610万の経費がかかっております。それをもう県のほうで発注をするというような、そんな形になってございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 今、県から委託されたほかの場所、市から発注してるこういう点検箇所というのはほかにもあるんですか。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 港湾につきましては湊がそうでございます。それは私どものほうでやってございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その湊の分については何か発注方法が変わるとかいう動きはないんですか。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 今年度はございません。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それも県から委託されてると思うんですけども、福良だけではなくてその湊も直接発注してもらえるようには、市のほうからはそういう話はできないんですか。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 実際、県のほうの指示で私どものほう動いてますので、とりあえずは福良だけ示されておりますので、今、湊のほうはまだ私どものほうでというような、そんな形になってございます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 20ページの地籍調査費の補正の3,100万について、この内容について説明していただけますか。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（松下修） この3,090万につきましては、今回4地区分として、北阿万、賀集牛内、阿那賀、伊加利が新しく委託料として追加してございます。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。
ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 18ページ、定期予防接種医師委託料について説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今回、定期予防接種の委託料ということで1,130万円の補正を上程しております。この内容につきましては、予防接種法が改正されて不活化ポリオのワクチンの接種ということで、これが24年の9月から導入されます。また、四種混合ワクチンということで24年の11月から導入されます。そういうことで、当初予算にはなかったそういう要因によりまして、1,130万円の追加補正ということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ポリオもこれまでやっと思ったんですね、予防接種は。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当然、定期予防接種のうちでポリオワクチンの接種ということがございましたけれども、これまでは生ワクチンというようなことで予防接種をしておりました。いろいろそういう副作用とか出てきたんだろうとは思いますが、これをいわゆるポリオのウイルスを殺した不活化ワクチンといいますか、そういうものに移

行していくということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと資料の調査不足というのか、市の広報などを見ておきますと四種混合ワクチンでポリオも負担金ゼロでこれまで来ておったというような、予防接種のホームページ上の紹介はそうだったもので、今の生ワクチンとそうでないものとの区別というのがよくわからなかったんですが、今までのポリオにプラスこれもしますよということなのか、これまでの分をやめてこちらにしますよということなのか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 申しましたように、予防接種法の改正ということでございます。これまで生ワクチンの接種を定期予防ということで予防接種をしておりましてけれども、この生ワクチンにかわって不活化ワクチン、これの接種に法律が改正されたということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、生ワクチンについての補助はなかったんですか。負担金ゼロというふう聞いておったんですが。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 定期予防接種でございますので、自己負担等はございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この不活化ポリオワクチンをした場合、やっぱり高くなるということですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） そう思っております。ちょっと金額的に詳しくは説明で

きませんけれども、そういうことでございます。

○柏木 剛委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 22 ページ、下水道費 1,600 万ほど減額になってるわけなんですけれども、これは加入率が上がったというふうに理解していいんですか。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今回のこの補助金に対しましては、ほとんどが異動後の人件費の減額でございます。ほとんどそうでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、人件費やということなんですけれども、加入率というのはどうですか。大分上がってきてるんやろうか。これは公共のほうなんですけれども。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 24 年 10 月 31 日現在の数字でございますけれども、63.7%の接続率でございます。わずかではございますが、伸びはございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今のは全体でやね。

○下水道部長（道上光明） そうでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 農水のほうでは、補助金のほうは 90 万円プラスというふうになるわけなんですけれども、これは人件費は関係ないわな。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 申しわけございません。これも人件費でございます。

○北村利夫委員 これも人件費ですか。こっちは人件費でプラスですか。

○下水道部長（道上光明） そうです。これにおきましては、管理職とそれ以外の人との出入り、異動でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 入れかえやということなんですけども、やはり下水道というのは非常に経営が苦しい中で、管理職入れかえで給料がプラスのほうに働くというのは、経営からいけばマイナス要因のはずなんですけども、これはどういう事情があったんですか。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 大きなことの中には課長が1人、兼務になりました。次長兼務。これが一番大きな人件費の減額でございます。ただ、その中で管理職が減った、この減った中で内容におきましては、事業の中を設計していく、その他事業を運営していく中では、変わっていかないと思います。頑張っておりますので。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 理解せえということなんですけども、わからんでもないんやけど、いわゆる兼務して中身変わらへん、そやのに人件費だけ上がる、何やどうも。というのは、人が減ったわけでもないわけですよ。その中で昇給して、昇進して兼務になったおかげで給料が上がったというふうに理解していいんですか。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これは給料が上がったでなしに、管理職が減ったと。前に農業の人件費の中には、言うたら例えば主幹が入っていたと。この主幹が異動して今度係長が来たと。その差でございます。御理解ください。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 15ページなんですけど、コミュニティバスの運賃助成金、社会福祉総務費からの支出ということで市長公室のほうに運賃収入という同金額が上がっておるわけですが、このお金の流れをちょっと説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今回、補正上程させていただいておりますのは、社会福祉総務費におけるコミュニティバスの運賃助成金ということでございます。この課目で予算措置しておりますのは、後期高齢者である75歳以上の高齢者の方に対しては運賃が無料ということでございます。乗っていただく方は無料ですけれども、当然正規の料金に見合う分は、この社会福祉費から市が市長公室のほうに支出をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ補正ということですが、当初はどうなっていたのかな。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当初は650万円の予算措置をしておりましたけれども、今現在の実績と年度末までの見込みを見まして、150万円の追加を計上しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 済みません、そしたら、らん・らんバスの運賃収入の見込みは今のこれで後期高齢者の方で800万円ということですね。後期高齢者の方で800万円の収入があったと。それ以外ではどんな収入になっているんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 当然、大人料金の1回300円を払っていただく方であるとか、それから高校生、お子さんの収入運賃、それと今回は補正をしておりますが、福祉のほうから市民の障害者の方の100円でしたか、その分が収入になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 予算というか見込みですね、今のものでそれぞれどうなっているかという数字を今お持ちでしたら、紹介いただけませんか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 一応、今回補正をさせていただいたというのも上半期の実績が出てきております。上半期の過去の実績、それから傾向等を試算して下半期のほうの予測を立て、健康福祉部のほうに補正をこういう額でお願いしますというような連絡をしております。合計的には最終1,480万ぐらいになるのかなというような予測を立てております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1,480万のうちの後期高齢者の方が800万円ということですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 800万弱、800万ぐらいになるかなと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、あと、障害者の方ではどれぐらいという見込みをしておるんでしょうか、1,480万円のうちの。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 88万、90万弱ぐらいの予測を立てております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、後期高齢者の方で800万、障害者の方で90万、900万円と。あと580万円ということですが、このうちの学生さんはどれぐらいになりますか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） そのうちの学生の人数はちょっと今、手元の資料ではわかりません、ごめんなさい。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わからなければ仕方ないんですが、後期高齢者の方、障害者の方で900万ということは、大体7割、65%ぐらいになるのかな。60%ですか、6割ぐらいがそういう方が利用しているということですね、見込みとしては、わかりました。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと次のことを行く前に、冒頭、委員長、まず歳入からという話だったんですよね、で、歳出をやると。債務負担やあるいは地方債の補正やいうことになっていくんですね、流れは。債務負担は終わってないですよ。ページ数は終わったとしても、ページ数は1から何とかと言ったけど、その中に歳出も入ってくれば、全て入ってますね、1ページから14ページに。言うたって、歳出も入ってますやんか。入ってるやん、ページ数から見たら。また後にやるということでしょう。まだ歳出があるんです。だから順番が、歳入があつて、歳出があつて、債務負担があつて、地方債の補正があつて、こういうのが補正予算の予算書の流れですよ。この確認だけしとるんです。でないと、歳出も。総括的なものが入るとるから。その確認だけ、歳出、まず今から行きますから。

○柏木 剛委員長 どうぞ、歳出のほうで。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら次、ちょっと人形協会負担金の関係、25ページに出ていますね、負担金が。これ6,719万6,000円ということで先ほどお金の流れは説明を聞きまして、おおよそわかったんですが、その中で、そのときにちょっと聞けばよかったんですが、いろいろ計算しよって忘れまして、275万円という人形協会から繰り戻しのようなお金というか来てるんですが、それはどんなお金、何ですかそれは。それは何なんでしょう。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 275万につきましては、人形座の職員の退職積立金でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人形座の職員の退職積立金を積み上げとったと。これは人形浄瑠璃館基金に積み上げとったのかな。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形浄瑠璃館基金でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは毎年そのような金額が積み立てられてきておったわけですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 17年度から毎年その額を積み立てております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 17年度から。それ以前はどういう処理しとったんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それ以前は積み立ててないんですが、鳴門岬の事務組合の解散に伴いまして、当時の人形座の職員が事務組合の職員から財団法人淡路人形協会の職員の身分になったわけでございます。それで、その当時の職員の方のみを対象に、現在まで積み立てております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうしましたらその金の流れですね、それはまた条例のところだと思うんですが、ただこれ、ここで取り崩しをしてしまうということは、ちょっと考えたら補正予算を先に認めると自動的に何か条例も認めてしまうような印象になるんですが、そのあたりどんな感じになるんでしょうか。

　　わかりませんか。基金の取り崩しを全部してゼロにしてしまうということは、基金条例をなくしてしまうこととイコールでないかというふうに考えるわけですが、そうではないんですかということです。

○柏木　剛委員長　　財務部長。

○財務部長（土井本環）　　基金をゼロに、この後の審査をいただく条例、これは廃止の条例をしてますので、最終的には来年の3月末には基金はなくなると、こういうことでございます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうすると結局、ゼロになってもその基金としては残るから、別にそれは構わんということですね。

○柏木　剛委員長　　財務部長。

○財務部長（土井本環）　　補正予算は成立していただいて、基金のほうが、仮にそれが成立せえへんということになれば、ゼロで基金があるということになります。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　わかりました。そしたら、この人形浄瑠璃館基金として、調べてみましたら18年当初で1億9,500万ぐらいあって、人形会館建設の中で積み立てもあったけれどもトータルで1億6,000万ぐらいを取り崩して建設資金に充ててきているという流れがあったかに思うんですが、この当初の1億9,500万円の積み立てである原資というのか、これは一体どんなものだったのかちょっと聞きかけたんですけども、改めてもう一回お伺いしたいんですけども。1億9,500万というものの積み上げられてきた経過ですね、これを少し。流れがあるんですけどね、その流れをちょっと確認しておきたいんですが。資料をもし準備がかかるのであれば、また後ほど、基金条例の関係のと

きにでも説明いただいても結構なんですけども。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほど少し触れましたが、平成16年に鳴門岬組合が解散したわけでございまして、そのときにその事務組合の中に基金が設置されておりました。それで、事務組合ですから、その基金の中の人形の関係分のみを平成17年の合併と同時に市の人形浄瑠璃館基金として設定していただいて、そこで管理しておったのが今おっしゃられてました1億9,000万何がしのその額と認識しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは事務組合からのものであると。それから今度940万の人形会館建設基金の取り崩しをするということで、この人形会館建設基金というのはサポートクラブが中心になって随分集めておったというふうに聞いておるんですけども、その流れも少し説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これも平成17年合併を境としまして、市のほうで人形会館建設基金というのを設置したわけでございます。その原資につきましては、三原郡広域事務組合で民間の方を含めてサポートクラブも含めて、その原資を人形会館建設資金に合併と同時に基金として設置したというような流れでございます。

○柏木 剛委員長 ほかに。

先ほど蛭子委員も言われておりましたように、一応歳出のほうで、ほかにございせんか。

よろしいですか。歳出はそれじゃあそういうことで。

ページ戻って、6ページ債務負担行為、それから7ページ地方債補正、これについて質問がありましたらお願いします。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さんゆ〜館について、サンプルもそうなんですけど、指定管理料がかなり変更になっておると。以前もらった資料の中で、実績表を資料としていただきましたね、さんゆ〜館とサンプル。これがあちこち行くともうちょっとややこしいんで、さん

ゆ〜館だけちょっとお伺いしたいんですけれども、さんゆ〜館が平成20年から24年の指定管理料がいろいろ動いておるわけですね。その実績が取り決めた金額が何ぼというんではなくて、委託料というような感じで金額がいろいろ動いていっとるわけですが、これの説明をいただけますか。これまた経過ということで。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） さんゆ〜館についてですけれども、20年度から24年度、この5年間について指定管理をしていただいております、アクアプロ株式会社でございます。その指定管理料というのは600万円ということで当初、協定を結んでおります。ところが大きな変動要因、これがあつたらそういう委託料、指定管理料を見直すというようなこともございました。一番大きな変動というようなことで、水道料金、これが水道企業団に事業者がかわったということで、当時湯屋用料金というような安い単価で水道料金をしていただいていたんですけれども、これが一般の分類に入るということでかなり大幅な水道料金の値上げが見込まれるというときに、事業者さんと協議をいたしまして、600万円を1,550万円という指定管理料に変更いたしました。それで今年度、最終年度ということになっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一度、今資料を見ておつたらちょっと持ってないんですが、年々の金額ですね、600万と切りじゃなくて、幅がありましたね、資料もらったでしょう、見せていただきましたよね、配っていただいた資料があつたかと思うんですけれども。1,500万じゃなくて、ちょっとはしたが。

○柏木 剛委員長 いや、600と1,550で、答弁どおりです。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 指定管理料につきましては、端数というか、280万円でゆ〜ふるは指定管理料をしております。端数というたらよくわからんのやけど、結局市が指定管理料を含んでいろいろ修繕等も行っております。ですから、年度によっては修繕費等で端数が生じておると、そういうことになるかもわかりません。

○蛭子智彦委員 わかりました。その変動に応じて金額を上げて、そして今度2,000万円に今、上げるということですね。それは経営状況なりをかんがみてということをや

ったわけですがけれども、ただそれでも利用料金が2倍になると、実質ね。2倍になるという計算やったですね、実質的に。一番多い利用者の方、利用回数が250回ぐらいということをおっしゃってたと思うんですよ。平均的に見て一番利用回数を100円ずっと足していくと、どっちにしても、高齢者であっても一般であっても、大体2倍ぐらいになるという計算だったかに思うんですね。市はようけお金も出すけれども、市民の負担もふえてくるというような話であって、これについては署名も持って要望にも行ったけれども決まった話なのでというようなことでこのままでというような話もあったわけですが、やっぱり2倍になるとちょっときついと思うんですけど、その点いかがなんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） せんだって、339名でしたか、そういう署名を持って利用者さん5名の方がお見えになりましたけれども、決まった話とかいうような話はしておりませんで、今、議会のほうで話し合いをしておると、そういうふうなことは申し上げました。2倍になるというようにございませけれども、いろいろ、ごらんになったらわかりますけども、こういう経営状況が悪いと、そういうふうな状況の中で来年度以降の指定管理料を見るときにやはり今、料金を一緒にするときにはかなり市のほうが持ち出しをせんと事業者さんは受けてくれないだろうというようなこともございまして、その年会費等についてはいろいろ検討を重ねた結果、今提案しておるような料金形態を考えました。

2倍とおっしゃいますけれども、大体300回ぐらい年間に入って、今回、高齢者の方については1万8,000円と。300回入って1回当たり60円と、それに1回100円いただくということで、160円、そういうふうな料金で入っていただくことになります。これまででしたら高齢者の方は2万5,000円ございまして、これが300回入る方が80円余りと。ですからおおむね倍ということにはなりますけれども、いわゆるよく言われます料金の格差、やはりうちの部局で所管をしておりますゆーぶる、それとの比較はもう歴然でございまして。そういう格差を若干でも縮めるというようなことで今回、2倍にはなりますけれども理解をしてもらえる範囲かなと、そういうことで提案をさせていただきました。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから例えば今電気料金でも、10%上げるというだけでも相当なものなんですよ。2倍いうたら、相当ですよやっぱり。これは今まで安過ぎたという言い方

なんですけど、聞いておったら、利用者の方もこれはもうある程度上がるのは仕方ないかなということはおっしゃっておられます。絶対だめだというような感じじゃなかったですね。でも2倍までといったらちょっときついなど、もっと緩やかに上げてもらえんかなというのが率直な声なんですよ、上げるんだったらね。上げるのもやむを得んかなと言うてました、この間もこんなことで。そしたら今のままで行くと利用者が多く減らへんかと私どもも心配しているというようなことを言っておったんですけども、市のほうはどんなふうに思ってるんですかね、利用者は。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） あくまでも予想ですので、これが的確かどうかはわかりませんが、今、会員券を購入していただいとる方が550名程度ございます。これを改正することによってどれだけ減るかということでございますけれども、この収支を試算、ある程度見込むときに1割ぐらひは減少するのではないかと、そういうふうな見込みの中でこういう2,000万円の指定管理料を想定しております。利用者さん、この間見えられた方についてはもっと減るだろうというようなことをおっしゃっておりましたけれども、ただ利用者さんの方もやはりこういう経営状況ということの認識がされてないと、そういうことでいろいろこの収支なりも説明させていただきました。今回、2,000万円を指定管理料として予定しておると、そういうことを言うたら5年間でですかとか、1年間ですと言うたらかなりびっくりされておりました。ですからやはり、市もかなりの無理をして、持ち出して市民の方に安く提供しておると、そういうことの認識は持っていただいたかなと、そういうふうに思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 利用者があつてこそその施設というような印象もあるんです。今、1割ぐらひ減つてもやむを得んかなというようなニュアンスに聞こえたんですけども、いや1割ぐらひかなという試算をしとるということだったんでしょう。これ上げて1割減るのもやむを得んかなという判断ですよ。減つたらいかんの違うかと。らん・らんバスでもそうでしょう。これ、利用者をふやすためにいろいろ努力しとると思うんですよ。だから風呂も利用者が減ることを見込んで構わんというような発想というのはどうかなということなんです。だから債務負担行為がこれでも1割減るんだったらこれ、債務負担をもっと上げるのかどうするのか、これはいろいろ考え方だろうと思うんですけど、別の角度から利用者が減らない対策を何とかとることを考えとるんか、考えてへんのかな。やっぱり利用者が減るといふことは市にとっては大きなお金、歳出をふやすといふことはマイナス

かもわからんけれども、利用者が減るということもマイナスではないのかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 会員券の料金の改定によって、会員になってくれる方、こちらについてはやはり若干、1割程度の減少は想定できるのかなと思います。ただ、当然年間の延べ利用者については、今現在も減少傾向でございますけれども、それは事業者さんの企業努力によっていろんなイベントを用意されてるというように聞いています。ですから利用者の減少幅を極力少なく、逆に伸びるような形になっていければありがたいなと思いますし、この会員券、1回100円というようなことでございますけれども、やはり利用回数によってそういう実際の利用料金、これが少なければ少ないと。会員券を一定にしたら、ある程度不公平感もあると。やはりそういう面からも、いろんな面から考えましてこういうことにさせていただいたと。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 利用者は下がり続けているというような数字じゃなかったかに思うんですよ。一番ピークのときに比べたら少ないけれども、延べの回数を見ると何とか現状維持かややふえてるかというような。その修理期間とか営業を休んでいる時期もたしか、あったかに思うんですけど。

○柏木 剛委員長 ちょっと済みません。ちょっと一回中断していただけますか。
暫時休憩します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午前11時51分）

○柏木 剛委員長 再開します。
続けます。どうぞ、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 利用者は一路減ってるというんじゃないように思うんですよという。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） これも資料として提供しておったと思いますが、単純に20年度と23年度と比較いたしますと、いわゆる600円の入浴券を購入されて入った方については、20年度で8万1,900人。これは23年度では7万1,300人と、こういうふうに大きく減少を続けております。いろいろその年々の要因によって増減はあるんですけれども、やはりこの4年、5年間のの中ではかなり大きな減少でございます。反面、会員数、会員券の方の利用者数につきましては平成20年度が13万人、それが23年度は14万2,000人と、こういう大きく延べ利用者数がふえております。ところが当然会員券の収入といたしましたら、そう大きくは伸びていないと。そういう状況でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、やっぱり利用者がどうかということをちょっと提案しているわけで、セレブの方々が、極端なこと言いますよ。ようけお金がある人が少数で経営がいいというのがいいのか、より大衆的に幅広い人たちにようけ利用してもらうほうがいいのかという、この価値観の問題を言うとります。極端なこと言えね。会員制のものであっても高い料金でというやり方で経営が安定するかもわからないけれども、もうちょっといろんな人に気安く来てもらうことのほうがそういう施設としてはよいんじゃないかという考え方なんです。つまり、延べ利用者人数が多いほど市としてはうれしいんじゃないかということをお願いなんです。らん・らんバスと比較して申しわけないんですけど、やっぱり大勢の人に利用してもらってこそ、その施策の価値が上がるんじゃないかと、経営効率だけではなかなか尺度は定まらないかということをおもっています。

これはまた文教でこのことについて詳しく議論されると思いますので、私から言うのであれば、やはりその指定管理料、債務負担行為で1年間2,000万の5年間1億円ということをやっておるわけですが、ここはこれでいいとしても、何らかの対応の中で、利用者が減らない対応をすると、これは企業の努力ということもあってということもあるかもわかりませんが、利用者が減るということは結局負担ということのネックということが大きいと思いますので、そのあたりは見ていただきたいというふうに思っております。これぐらいにしておきます。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。そしたらほかに、この部分につきまして。債務負担行為と地方債補正という、この部分につきまして、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 それでしたら、この108号の補正予算に関しまして、ほかに質問
がございませんでしたら、この辺で質疑を終結したいと思います。

それじゃあそういうことにさせていただきます。質疑は終了します。

これより委員間討議を行いたいと思います。皆様方から自由闊達な意見をいただきたい
と思いますので、挙手の上よろしくお願ひします。

意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 意見はございませんので討議を終結します。

それではこれより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第108号、平成24年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり
可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。よって議案第108号は、原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○柏木 剛委員長 それでは再開します。

午前に引き続きですが、この後の議案第79号、南あわじ市淡路人形会館建設基金条例
を廃止する条例制定について、議案第80号、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館基金条例を廃
止する条例制定についての説明員として教育部長に出席いただいておりますので、申し添
えておきます。

① 議案第79号 南あわじ市淡路人形会館建設基金条例を廃止する条例制定について

○柏木 剛委員長 それでは議案第79号、南あわじ市淡路人形会館建設基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。79号、建設基金のほうです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一応建設が終わったということではあるんですが、いろいろ見とったら、改修したり手を入れなあかんところがようけ残つとると。完成とは言いながらも、完成したと言えないような印象を持つわけですが、これはどうお考えでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 手直しというところがございますが、先般も一般質問で出た項目の一つなんですが、福祉のまちづくり条例、これの関係につきましてはもう既にその部分が現在3カ所程度ございまして、そこは手直しと言うたらええんか、追加と言うたらええんか、そこはもう現場のほうではやっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3カ所いうたらどこですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず避難用の階段の手すり、それから2つ目としましては、視覚障害者のためのブロック、これは数カ所ございまして、大きくはそういったところがございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3カ所と言ったのに今2つしか言ってない。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　大きくは2項目の間違いでございます。よろしく願いしたいと思います。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これはまた後であろうかと思しますので。それとほかにも例えば入り口の亀の甲のような盛り上がったところでけがした人もおるとかいう話もありましたね。あんなも直さなあかんの違うかと。そりゃ福祉のまちづくり条例には違反してないのかもわからんけど。これも違反しとるんですか。これ詳しい方がおるんで、先にやってもらいましょうか。先にやっていただいてもよろしいですよ。

○柏木　剛委員長　　廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長　　一番最初の階段の手前のスロープに関しては、これ1メートル800以上あれば手すりが要するという兵庫県の福祉のまちづくり条例でうたわれておるんですわ。そこらはどう考えているんか、それと内部階段についても当然手すりが要ると。それと内部のほうの入ってから客席まで行く間、これスロープになっていると、せやから当然手すりが要ると。先ほど部長が言いよった、手すり子の件は、これは県の指導要綱の違反ですわ。要するに手すり子の間が広いので子供が落ちてけがをする可能性がある。これは裁判例で一応、落ちて死亡して、その補償に関しては建物の持ち主と設計事務所、それと施工会社、この三者が当然負けとるわけですね。そういう判例がある中で県の指導要綱で直すのは当然のことでありまして、それ以外に先ほど言った、スロープの件とか階段の手すりの件、ここらに関しては県条例になるわけなんで、それはもう完全に直して当たり前のこういう話なんで、その点どう考えているのかお尋ねします。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　手すり子の部分につきましては今回、手直しといいますか改修といいますか、それは実施するようにしています。それから、入り口入ってスロープなんですけど、これも9月でしたか、ちょうど御指摘いただいて、それで確認をとったところ勾配の範囲の中で、スロープといいますか、緩やかなところは勾配が一定の基準以内でしたので、手すりが要らないという確認をさせていただきました。

以上でございます。

○柏木　剛委員長　　廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 幅員に関して、県の福祉のまちづくり条例で一応、スロープの幅が1メートル800以上ある場合は1メートル800以内ごとに今、手すりが要ると規定されとると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その幅員も含めてなんですが、歩いてホールの中へ行くところの若干勾配のついた。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 いや、入り口を言いよんねんで、今。最初の、盛り上がった亀の甲の。先ほど、蛭子委員が言うた、最初の階段までの上がり口のスロープ。あれは幅員で言えば1メートル800以上あるわけですね、丸になつとるから。1メートル800以内ごとに手すりというのが県条例ではうたわれとるわけやね。それ以前に、これ何人もの人が転んでけがをしとるという実態があると。そういう点においてもこれは当然手すりをつけて当たり前と違うかなという勘定で言いよんねんけど。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その階段までの今おっしゃられた部分のことなんですが、これにつきましては竣工、建築関係の検査では合格をいただきました。それで先ほどからありますように、危険でないか、あるいはそこでつまずいてけがをした方がおるといような、これは後のことなんですが、そういったことから、今、現場にあるような手すりを施して現在注意を払ってお客様を迎えているような、そんな状態でございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 常識として、あれで転ばないという勘定になるんかな。これは条例とかそういうの関係なしに、利用する方が安全であるかどうかの問題だから、条例でははっきりうたわれとるということもあるけども、それ以前にやっぱり建物の管理者としての考え方としては当然危ないなという考えを持って当たり前や思うんやけど。それと県の検査は建築の検査だけしとるわけですね、それで福祉のまちづくり条例に関しては市の検査なんです。そこらがされてないと。されていれば当然指摘を受けて手すりをついとして上

がりはな、先ほど言いよった点字ブロックの件にしてもできてないとおかしいわけです。それはことしの3月いっぱいまでは市のほうに検査する義務があるわけなんです。そやからそこで県の建築課の検査は先ほど言いよった、円形階段の手すり子、それは指導要綱に載っとるんやから手落ちですわ。ここらではっきりそこらを直すという勘定で行かんといかんと思うんですわ。その点どない考えているんかお尋ねします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 手すり子については既に、きょう時点ではまだできてないと思うんですがやることにしています。それで、点字ブロックについても実施することになります。それでただ、階段までのこんもりした箇所なんですけど、これは今のままで様子を見ていくという考え方でございます。

○柏木 剛委員長 ちょっと済みません、委員の皆さん、今回付託案件というのは建設基金の廃止ということで、確かに建設がまだ終わってないんじゃないかというところから始まってきたんですけども、基本的にやっぱりこの付託案件、基金条例の廃止ということに絡んだ格好でちょっと質問を絞ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。いいですか。絡んでおると言いながらも。そうは言ってもまだ建設が終わってないということを言いたいと。だから基金との関係はどうなのかということをやっと。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 冒頭に言うのとんですよ、建設終わったとは言いながらも、そういう条例違反や状態からして、ちゃんと直しておかなあかん部分があるとしたら、その部分は一体どこからお金を出すんですかと。

○柏木 剛委員長 そういう意味だったら、つながっておると思います。基金条例廃止につながっておるということで。続けてください。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう直すものはどこからお金出すんですか、そしたら。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今は指定管理ということでやっております、その協定書の中で50万円以内は指定管理者において実施するというようなことで、市としましては既

に完成してございます。それで福祉のまちづくり条例につきましても担当の職員と現地立ち会いをして確認をした上で実施しておるんですが、今回の経費につきましては、指定管理者のほうで実施しておるといところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば大きな改装で50万以内ということですけども、今の亀の甲とか全部まとめて直した場合に50万で済むんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その入り口の亀の云々のところにつきましては、現在はそのままの状態運営していくことにしていますので、そこは今は金額には一切入ってございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それがちょっとおかしいと思うんだな。危ないですよ、あれ、本当に。実際にけがした人もおると。たまたまですけども見に行ったら、そこへ入る人がここに近づいたら危ないよ言うて、奥さんに旦那さんが言うたりしよるんですよ。そんなもん何で置いとかなんのかな。だから入場者にも響くんと違いますか。評判がよくて、ふやさなあかんの、行ってけがするや言うて、入り口にあつてですよ。入場者、これ困りますよね、こんなやつたらやめとこうかと。特に今回、老人会にも無料券とか配布してとか言うてやってますけどね、そんな危ないもんあったら、家族としてもちょっとやめといたほうがええんと違うかと言いたくなりますよ。300円、1,500円ただやさかい言うて、行ってけがされたら困りますわね。そんなことまで考えてのことですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 十分、確認をしながら運営していくということに今はしております。なお、老人会のお話が出たわけなんですけど、無料券じゃなくて割引券でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　いずれにしてもそういう話の中で、例え割引されたとしても300円か500円かわからんですけど割引してもらってもけがされたら困るというのは一緒のことですよ。本当は、僕らだったってちょっと怖いなと思いながらあそこは行かんところと思うぐらいのところですよ。入り口がそんなことなっとなってええんですかね。これおかしいな。で、様子を見るということは、誰かがする人が出るまで待つということですか。もっと大きなけがをして大きな問題になるまであなた、待つということですか。

○柏木 剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　そうではございません。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それじゃどういうことですか、様子を見るということは。

○柏木 剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　このまま安全面に考慮してエレベーターもございまして、そちらのほうにも案内しながら運営しておるといような現状でございます。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　エレベーター、何人乗れるんですか。

○柏木 剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　エレベーターは6、7人用だったと記憶してございます。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だから開演時間にちゃんと行くのに6、7人の上下のエレベーターで時間がかかると。そんな不便なこと、何でわざわざしておくんですかということをお願いするんです。

○柏木 剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましては人形座のほうで今の現状に合わせて対応していこうと今取り組んでおるところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わざわざそんなことせんでも、あそこをなくしたら済むだけの話じゃないですか。ようけみんなに迷惑かけらんなん。あれなくしたらそれで済むことを何でしないんですかね。おかしいな。もうちょっとお客さんをふやすということを真剣に取り組もうとしたら、そんなことじゃないと思いますよ。僕がもし支配人やったら絶対そんなことさせない。まずお客さんの安全優先でやりますわ。教育部長はお客さんの安全優先と違うということを言ってるのと一緒ですよ、今。そんなことではだめですよ。

それとあと、この建設基金を取り崩してしまうという、それは完成したという考え方にあるのと、やっぱり今後もいろいろと完成したとはいっても何年か後にはまた直さなあかん、ひょっとしたら災害とか地震とかそんなようなことで直さなあかん、そういうときの備えというのは市としてある程度の状況を見ながらでも基金として残しとくべきものもあるのかなど。そんなことを思うんですけど、それはまあ別の話としても、とにかく今、これをなくして全てを建設基金の900万余りを人形協会に全部渡すと。それで行くともた大きく直さなあかんときには一般会計からまたお金を入れていかなあかんということになってくると思うんですよね。やっぱりもう少し様子を見るというならば、今おっしゃった、様子を見るというのであれば、これはある程度残して様子を見ながら必要な改修をするというために置いておいたほうがいいんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この基金につきましてはまず、人形協会のほうから今後この基金を継続して人形座が自立的に継続可能な有効な資金として人形協会のほうで管理していきたいというような要望書がありまして、それで市のほうでも十分協議をして今回の上程をさせていただいたというようなことになってございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市として、人形協会がそしたら50万と言わず100万でも500万でも1,000万でもかかったら、自分たちで直すということですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これは協定書に基づいたことですので、50万円という金額を明示させていただいております。それで、それ以内につきましては指定管理者のほうで改造あるいは修繕等があったら対応していただくわけですが、それ以外の大きな修繕等がありましたら、これは市のほうで十分検討をしてどうすべきかという流れになってこようかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから市で直さなあかん部分というのがこれからも出るやもしれん、しばらく様子を見るということであるならば、今、建設基金を取り崩して清算してしまうという、全て渡し切って空っぽにしてしまうということは、様子を見るということにはならないんじゃないかと思うんですね。直さなあかんところが、運営上で支障が出てるところがこれからもあるやもしれない。そのためには幾ばくか残してそういうことに備えておく、これが筋やと思うんですけどね。違いますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） ただ、ふるさと納税によって建設基金、これは別といたしましても、浄瑠璃館基金につきましては、もともとは当時人形座での入場者がほとんどで、言葉は難しいんですが収益が上がったものでございます。それをもって今回も浄瑠璃館基金も取り崩して建設事業に充てたというところもございますので、もともとは人形協会が持っていたものを市が基金として預かっていたような形でございますので、本来のところに健全経営をするために取り崩していただきたいというような要望にこたえての上程でございますので、その人形座のほうで今後のことも、安全面も見ながら経営をしていただくわけなんですけど、指定管理者制度にのっとる中でそういったもし協議がありましたら、これは市のほうも協議をさせていただいて対応を考えらなならんのかなというような考え方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いずれにしても足らずを出すと、市が。足らない部分、不足分は運営資金であろうかあるいは資本的な整備であろうか、足らない部分は市が出さないとこれは経営が成り立たないというものですわね、相手は。見事に利益を上げ剰余金、留保金、資

金いっぱいつくって自立して運営できるという代物ではないだろうと。伝統芸能という中で市としても十二分に支援をしていくということはそれはそうだろうと理解はしとるわけですが、お金があれば使ってしまうというのが発想の中で、やっぱり分けて、財産管理なり運営資金の立て分けをして、残すべきは残しておく、節約すべきは節約するという内部努力も喚起していく必要があるだろうというふうに見とるわけなんです。それにはやっぱり運営していく上で十分な施設の条件整備をまずしておく必要があると。いざ大きな問題が起こってまた工事をするのに営業ストップとか、事故があつて社会問題になるとかして人形座の評判を落としてもいけないわけであつて、そうしないがために今やるべきことをちゃんと市としてやっておいて、そして財産管理、運営費用の立て分けをしながら経営をしっかりとやっていただくということがベースにならんといかんのでないかと思つとるわけなんですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、指定管理で管理、運営、経営をしていただいております。当然ながら状況につきましても把握せなならんし、あるいは健全経営に向かつてどういった方法で取り組んでいるかというようなことも含めて管理監督という言葉が適正でないかもわかりませんが、当然そういった方向で進むべきものと考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 管理監督するお金についても分けて考えていく、そのためにはつかみ金のように建設基金を崩して人形浄瑠璃館基金に一本化をして当面の運転資金に使いなさいという渡し方は問題じゃないかと言うとるわけなんです。今、様子を見ながらと言うけれども、非常にいろんな方からあれは危険やと、危ないと、もうちょっとしとかんと大きな事故が起こってからでは遅いでという警告は各方面から出てると思うんです。人形協会の方も御存じやと思うんです。人形座の方だったつて、危ないと思うとるから今、内部で努力しましょうと言ひよるのやけん、そんなことにかかる時間があるんやったら芸を磨いてお客さんを集客することに努力したらいいことであつて、入場客の危険なものをわかりながら残しといて、そこに神経を使わせるというのは間違つとることを言つとるわけなんです。神経使うところはほかにあるでしょうと言つとるつもりなんですけど、入場者が順調に行つて目標より多くなつとるんだつたら構わんです。今、どないですか。どうなつとるんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 議会でも御答弁させていただきましたように、目標数値には至っておりませんが、その目標数値に向かって人形座のほうでは取り組んでいるし、市のほうにも意見を求められたときには的確まではいかずとも協議願いたいというときには協議にも乗っておるし、それでまたその人形協会のほうとしては経営あるいは持続的な経営を進めていくために全額を何とかお願いしたいというような要望があったので、十分市としても今おっしゃられたようなことも含めた中で協議して今回に至ったというところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いみじくも今、適切な指導監督管理せなあかんと言いつたことから考えたら、今やっとなことはずさんですわ、これは。こんなことをしとったら、井ぶり勘定の経営体質のままで行ってしまっ、結局本来の目的としてやっとな観光の目玉としても入場者数をふやすんだというようなことでいろいろやっとな技芸員の方の努力を事務方が足を引っ張るようなことになると思いますよ、今のままで行くと。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 足を引っ張るとかそういうことじゃなくて人形協会、人形座自体の考え方をもって市に対してこの基金を運用するために取り崩してほしいという強い要望があったわけなんです。それは当然、人形協会のほうでも十分協議した上のことでございますし、そういったことで今回になったということで御理解いただけたらなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 引き続き同じようなことなんですけども、私は現場といいますか人形浄瑠璃館が既に竣工しているということで、建設基金条例を廃止することに反対する理由はどこにもないと思います。ただ、部長の答弁を聞きよつたら、指定管理を契約する以前から文教の委員会等で指摘された、完成後の不安全箇所とか条例違反箇所とかが当然あったわけですね。それを契約後において修繕工事50万で線引きすること自体が無理があるんじゃないかと。例えば経年劣化に伴う修繕工事とは全く違いますからね。建設において何らかの瑕疵があったにもかかわらずそのまま引き渡してるということで、そういう部分

についてはやはり建設基金は一般財源にふりかかっていますよね。ちょっとそれ、市のほうで引き継いでますから。その辺ちょっと認識を間違っと思ったらまた指摘してください。その建設後の引き渡しまでにあったそういう箇所については市で責任持って改修していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 県の指導的な部分、あるいは要するに建物の完成に至っての法的な部分でのことについてなんですが、結局は建築関係への検査済みを既にいただいたので、それで今回指定管理者のほうで修繕をするというようなことになったわけでございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それは指定管理、引き渡す前から改修が必要な箇所があったわけですよね、指定管理契約が結ばれるまでに。当然8月8日の以前から文教で指摘されてて、改修をせよというような話があったはずですよね。ですから、建設は済んでるということになってもそういう箇所は丸々指定管理の契約を適用して金額で線引きということは、市のほうは全く無責任という印象があるんですけども。当然、市で責任持って改修すべき事項だと思いますが。もう一遍見解をお願いします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 言われればそういう点もあるかもわかりませんが、現在においてはそういった形で現地を30万円まででしたか、ちょっと金額を今しっかりと覚えてないんですが、そういった形で修繕を実施しておるところでございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 この後の基金条例が廃止になった後、人形座に引き渡すんで、まさかそういうことでやれとかいうようなことは一言も言ってないでしょうね。そのお金でやれというようなことは。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　そういうことは決してございません。

○柏木　剛委員長　　久米委員。

○久米啓右委員　　だったら建設に伴う基金がもし廃止ということになれば、建設に伴って竣工時点でまだ不完全な箇所があったわけですよね。ただ4月からおくれて8月8日になった人形座を公開せなあかんというときに、なかなかできなかった箇所について50万まで人形座で見ろということは理屈は通らんと思います。もう一遍、最後の答弁をお願いします。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　既にそういうふうな合議のもとに実施しておりますので、今後はそういったところは十分慎重に考えていきたいというように思います。

○柏木　剛委員長　　廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長　　先ほど部長は建築の検査は終わったという話だったですね。その点、確認します。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　さようでございます。

○柏木　剛委員長　　廣内孝次副委員長。

○廣内孝次副委員長　　それであれば何で階段の手すりを今直しとるんか、その理由を教えてください。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○廣内孝次副委員長　　ああいった現地のままで建築の合格証というたらちょっとその正式名称が出てこないんですが、検査証ですか、それをいただいておりますのは事実でございます。ただそういう指摘などがありましたので今の修繕に至ったわけでございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 ちょっと話がおかしいでしょう。誰にそれを指摘されて直しよるわけですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これはまずは廣内副委員長さんからのお話も、議会の一般質問の中でのお話がありまして、それで確認を私どものほうで取らせていただいて、それで現在に至った点がございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 建築の検査自体も問題があったと、私はそういうように考えるんやけども。検査の時点でそれは指摘して当たり前の話や思うんやな。見に来た方が見落としたんかもわからへんし、それは普通の安全上で指摘をしたわけですね。それと県の指導要綱にははっきりもう図入りで載っとるわけですわ。そやからこれ、そこから落ちて死亡したら市に責任が生ずるということで、そういう判例があるということ言うたわけです。それと県の福祉のまちづくり条例、これに関しては全てが網羅されとるんかどうか最後に聞きます。いかがでしょう。今のを手直ししたら全てできとるという話なんかどうか、ちょっとお尋ねします。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 階段のこんもりしたところから次、階段があるんですが、階段の手すりについてはまだ問題があると認識しております。それでその部分についてはどういった形が一番よいかというのを今、既にプランが届いておるんですが、それをどういった方法でやるかというところを今、協議しておるところでございます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 質問内容違いますよ。その手直しだけで県条例に全て合致するんですねということを聞きよるんです。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） ですから手すりの部分がちょっと今、課題になってましてそれ以外は合致しておると認識しております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 これ、県のほうに抗議しますよ、よろしいかな。そして絶対大丈夫という返事と、今僕は受け取ったんやけども、県にはっきりこれ言いますよ。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 私どものほうで確認しておる以上は特に御確認いただいても結構かと思えます。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 この建物が市の建物であるということで、これが全ての建物の基本になってくるわけですね。県の福祉のまちづくり条例の基本になると思えます。その点で、それじゃ僕のほうから県のほうにちょっと聞きます。それで全て今、部長の話だったらパーフェクトやと、問題ないという答弁やったということで理解しときます。よろしいんやね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それで結構かと。私どもも確認した上で、福祉の細かい条項まで確認させていただいた上でのことと認識しております。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 福祉のまちづくり条例に合致すれば建物に貼るようなものがあつたと思うんですけども。要するに適合証が発行されるはずなんですけども。貼ってます。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 議会の中でも一度御答弁させていただいた記憶があるんで

すが、その福祉のまちづくり条例につきましては先ほどもありましたように、ちょうどその時期が南あわじ市の検査という期限がぎりぎりのところでございまして、今おっしゃられるように南あわじ市からのほうからは適合証というのが現在、現地にはございませんが、それもあわせて話をさせていただいて、それに合致するものと認識しておりますので、今回手直した上で、そこらを協議させていただいて進めていきたいなというように思います。

○柏木 剛委員長 廣内副委員長。

○廣内孝次副委員長 既存建物にも適用される法律やから、後からできてないやないかという話で言えば県は検査に来ると思います。その点で全く問題がないという答弁と受け取るときます。
終わります。

○柏木 剛委員長 この件に関してほかに質疑ございませんか、この条例につきまして。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは質疑がございませんので、質疑を終結します。
いろいろありましたが、これより委員間討議を行いたいと思います。
御意見はございますか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはすぐに廃止しないといけないというものではなくて、さっきの補正予算の審議の中でも、例えゼロになっても残しておけるものであるということであれば、何にもならないと思うんですよ。その中のやりくりでどうしても人形座の運転資金、運営資金ということにお金を出さなあかんというような説明がありましたから、それは今現状で見たらある意味やむを得ない部分もあるのかなと、入場者数とか見とって大変厳しいものがあるということであるのであれば、これはもしゼロにしてあかんのやったら、1円でも2円でも残しておいて、いつでも一般会計からお金を入れられるようにぐらいはするなり、また運営の仕方なりいろいろ考えるなりしていくことがいいのではないかと。さっき久米委員からも出とったように、瑕疵あるものを渡してどうなんだということについての答えも非常に不十分であるし、廣内委員の指摘に対しても答えはもう一つはっきりしていないと、これは今このまま議会として認めていくようにはなかなかまだならない、材料としては乏しい、不足してるんと違うかなという印象を持ちますが。

○柏木 剛委員長 どうぞほかに、それに対して。
久米委員。

○久米啓右委員 私は先ほども言いましたけども、一応建設基金という性格ですので、
現地の現状を見てるともう竣工してるということなので、基金条例の廃止については反対
はいたしません。焦点になってるのは先ほど言いました部分について、指定管理の契約を
そのままそっくり適用しているということには大きく不満が残ってます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 さっき久米委員が指摘しとった、これについてはそのとおりのやと思う
んやな。いわゆる欠陥商品を指定管理に出したということになると思うんで。ただそのお
金をどこから出すんやという話になったら、今の建設基金のほうから出すんか、こっちに
回して、浄瑠璃館のほうに回してそこから出すんか、ただそれだけの話なんやけども、た
だ形態としてはやっぱりすっきりとした形で渡すのが正解やろうなと思うし。ただ50万
円以上やったら市が出さないかんということやから、あれだけの修理が50万以下でおさ
まるんかなという気もします。今現在、工事に入ってますけどね。そこ側から言うたら、
渡したやつがよければ合意するいう話になってくるわけ。後の運営にもひょっとしたら影
響するかもわからんということやから、やっぱりここはもっと慎重に考えるべきやなとい
うふうには思います。すっきりした形で渡してやるべきやと、指定管理に。向こうに行っ
てるんやけども。だからその部分は後で追加工事等で対応したらええというふうには思いま
す。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見とか。
休憩します。

(休憩 午後 1時45分)

(再開 午後 1時52分)

○柏木 剛委員長 再開します。

委員間討議をもう少し続けたいと思いますが、もうよろしいですか。もう大分いろいろ
内容的には。こっちのほうはもう議決しとるんで。

そしたらよろしいでしょうか。これは一応、一個一個採決していきたいと思います。
久米委員。

○久米啓右委員 廃止に関しては反対の委員もおられますけれども、もとい、疑問を持っておられる委員もおられますけれども、性格上建設基金条例としては廃止したほうがいいんじゃないかということですが、私も言いましたように。ただ先ほどから指摘しております建設後の危険箇所等については委員会として附帯決議をつけて市のほうで対応すべきであるということではないでしょうか。

○柏木 剛委員長 今回の件は一応委員会として、附帯決議をつけてということを経済委員会としては。それで一旦これを採決してから、その辺また。

それでは議案第79号、南あわじ市淡路人形会館建設基金条例を廃止する条例制定について、原案のとおり、附帯決議をつけた上で可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。

よって議案第79号は原案のとおりではなく附帯決議をつけて可決すべきものと決定しました。

それでは暫時休憩します。再開は2時5分とします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時07分)

○柏木 剛委員長 それでは再開します。

先ほどの件につきまして、改めて確認します。原案に賛成多数ということによろしいでしょうか。

そしたら、委員会としてこの件につきましては附帯決議をつけたいというふうに思います。附帯決議につきましては、まだ十分文章ができてませんが、ざっと口頭で申し上げますと、福祉のまちづくり条例に合致することを条件にし、もし手直し工事等が発生する場合、人形協会に負担をかけないことを委員会として要望しますという、こんな感じかなと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　もうちょっと言えば、まちづくり条例に適切かつ瑕疵のないという。だから、そやけどこれはそういう言い方がいいんじゃないかと。瑕疵あるものを、傷あるものを渡せないという。合致だけではないと思う。ほかにも建築基準法というものもあれば、いろいろあろうかと思えますので。瑕疵ということは要するに傷のないものという。建築基準法ということで言うたらそういうことになるねんな。福祉のまちづくり条例に合致しとったって、問題のある点があったとしたらあかんわけやろ。

○柏木 剛委員長　　済みません、議事進行させてください。
いま一応、きょうの場はざっとした口頭でしかまだできてませんので。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時10分)

(再開 午後 2時14分)

○柏木 剛委員長　　それでは再開します。お待たせしました。
附帯決議について、委員長、副委員長で原案をつくりました。一応読み上げます。
附帯決議。福祉のまちづくり条例に合致すること及び建物の安全性に問題ないことを条件にし、もし手直し工事が発生する場合、市の責任で行い、人形協会に負担をかけないことを委員会として要望します。と、こんな感じで。
これで一旦、附帯決議をきちんと整備します。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

② 議案第80号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館基金条例を廃止する条例制定について

○柏木 剛委員長　　それでは次のほうの議案に進みます。
次に議案第80号、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　人形浄瑠璃館基金条例の目的は何だったんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 国の重要無形民俗文化財である淡路人形浄瑠璃を保存、伝承し、さらに淡路人形座の健全な運営をしていくというようなのが目的でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 条文、私もちょっと今見ておるんですが、第1条で設置の目的を書いてると思うんですね。今、はしょって部長、読まれたようですが、全文を読みますと、第1条、国指定重要無形民俗文化財である淡路人形浄瑠璃を保存し、伝承し、並びに国内外に広く普及及び啓蒙活動をしている財団法人淡路人形協会、淡路人形座及び淡路人形浄瑠璃館の健全な運営等に資するため、淡路人形浄瑠璃館基金を設置すると。これ、目的ですね。間違いないですね。この目的は達成されたんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 私の思うところはまだ途中経過であるのかなというように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 途中経過であるならば、廃止はなぜするんですか。目標達成しての廃止であればわかりますが、まだその途上であると、そのプロセスの過程の中にあると。であるならばこういう基金というのは持つておくべきではないのかというふうに思うんですが。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） もう既に指定管理者制度によって淡路人形協会が今の淡路に新しい人形座を運営しておるという現実がございます。その前に、設置されるときに、淡路鳴門岬公園事務組合の解散がありましたので、市のほうで今のこの目的をもって基金を設置したというところがございます。それで今は改めて淡路人形協会が管理運営しております中で、当時の設置した基金を今後、この人形座を健全運営していくための資金として必要だというような強い要望をいただきまして、それで先ほども申しあげましたように今

回の廃止の条例の上程になったわけでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 6,700万円を欲しいということですね、人形協会が。それは人形協会の都合でもあるだろうし、それが適当か適切かどうかという判断を今しとるわけなんですけど、本来であればこの目的を継続すると、それは基金条例を置いておくということがこの目的を継続するという単純な話なんで、なくす意味がわからないですね。必要な資金を提供するなり、出すということはわかります。これは今、決断をしてやったことの成否というのがひとつかかっておるわけで、本来であればこんなもの取り崩すという話じゃなかったはずなんです。2,000万円の助成と人形会館建設によって集客がちゃんとできるから大丈夫ですと、少なくとも2年や3年は任せてくださいということを私は人形協会の小林さんから聞かせていただきましたよ。大丈夫ですと、やっていけますと聞いておったんですよ。それだったら頑張ってください、応援しますというようなことの話もあったわけですが、それがもう開館して2カ月、3カ月で困ってますねんという話というのはね。相当、財政計画に違いが食い違ってきてると思うんですが。

2つ問題があって、お金が急に必要になったということの理由と、理由がまずわからないというのがまず第1点なんです。急にお金が必要に、要るようになってきたと、なぜなのかということが1つです。2つ目はこの目的が達成できてないものをなぜなくすのかというのが2つ目の疑問なんです。その2つを答えていただけますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 私は先ほど蛭子委員がおっしゃられた、人形協会の方から聞いておるのは、この人形協会としては平成20年2月に新しく会館建設事業の方針を決めて市にお願いしようと言う時点で既に経営状態というのは明らかであった、もうその時点で。それで、人形協会建設事業に市にお願いして取り組んでいただいたというように聞いております。ですから、経営についてはその当時から見通しを立てていたというようなところを聞いております。

それともう1点は、そういったところで行っておるんですが、今回さらに自立を目指して取り組む中で、市のほうでは税金を2,000万円補助金として拠出していただく、それでさらにこの17年に設置した基金を、健全な運営に充てるためにぜひ取り崩していただきたいというような理由をもって今回したわけでございます。

○柏木 剛委員長 いやいや、今のは本当に、2つの質問に対して全く適切に答えてな

いですね。質問、もう一回繰り返して。理解は。いや、蛭子委員に言わなくても、どんなふうにも今、2つの質問をメモしましたか。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今の経営状態。

○柏木 剛委員長 なぜ今、急にお金が必要になったのかという理由は何ですかというのと、目的の達成途中なのに何でそれが廃止するんですかという2つの質問です。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 始まりはその事業に取り組むというときに既に見通しが右肩下がりだというようなことで、今現在も目標数値に達してないので、今回その基金も自立していくのに必要であるからというようなところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 達成するもせんも、今オープンしたところで、これだけの指定管理をする段階で、これだけの計画でやりますよと事業計画出しておるわけでしょう。その指定管理の事業計画の中に基金を取り崩したお金を入れてくださいと書いてあったんですか、何か。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 書いてはないんですが、その事業計画に至らない部分がありますので、この基金を取り崩していきたいと、そういう要望でございましたので、今回のことになったわけです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 岸上部長、子供が10万円くれと言うでしょう、何に使うんやて聞かないんですか。これ何に使うんですかと聞かんのですか。言われたら言われたとおりにやるんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 聞きます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、くださいと言うてるだけじゃないですか。何でかということは説明は何もないですよ、これ。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それでは、今、その要望書を読み上げて御理解いただきたいと思えます。

最初の前段は2月に事業方針を決めて、今回8月8日オープンした、現在目下健全運営を目指して鋭意取り組んでいるところでございます。その後です。さて、南あわじ市誕生と同時に淡路鳴門岬公園開発事務組合基金のうち、人形関係分を淡路人形浄瑠璃館基金とし、同時に三原郡広域事務組合で管理していた淡路人形会館建設の資金を淡路人形会館建設基金としてそれぞれ管理がえされたことは御存じのとおりであります。つきましては新たに完成した淡路人形会館における自立的持続可能な健全運営の経営とするため、この基金の全額を当協会で管理させていただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます、という内容で財団法人淡路人形協会副理事長2名の連名で南あわじ市長に要望書が上がったわけでございます。

以上が理由でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事情が、それは文章がそう書いてあるというのは読んでもうたらわかるんですけど、その自立のためになぜ必要なのかという説明がないでしょう。今、こんだけの経費がかかって資金がショートしてますとか、何かなかったらね、座員の給料が払えませんとか、何か要ると違いますのん。そういうのがあってわかれば、仕方ないということになるんだけど、とにかく今お金が要りますねんと言われたって、これは渡せないでしょう。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それで現状を確認いたしまして、そういった現実的な運営をしていくのに来年度も見据えた中で資金が必要だというように理解をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、ちょっとわからんのは、その指定管理をする段階で入場者数を計算出しましたわね、それで指定管理料何ぼ、補助金何ぼでちゃんと収支が合うようになっていたと思うんですよ。そこには6千何ぼかのお金を欲しいなんてことは出てってないように思うんですけどね。出てたんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 出てってないんですが、運営が始まったときに来年度の、そこで甘い計算だったのかということも言われると思うんですけれども、現実こうなってきたので今回の12月の提案になったわけでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そんな無能な経営者に任せられませんよ。これはもしこれするんだったら、経営リーダー全部総退陣してやり直してくださいよ。財産、予算、規模見て、こんな無理やったら無理という計画を出した上で理解を求めていくということであれば、そんなこと通るはずないでしょう。そんなん、理事会総退陣ですよ、こんなの。はっきりしてますよ。それが条件ですわ。僕はそう思いますけどね。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 協会の組織については指導もする立場的なものもございませんが、やはりかかわっておる以上、そういうふうな取り組みについて十分協議していただきたい旨は指導すべきかなと思うんですが、ただ今回のことについては御理解をいただいて。御審議の上、御理解いただけたらなというように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは十分審議しましょうよ。資金がショートしてる、しかもその内容を今の時点まで隠してきた、しかも指定管理を受ける計画の中に出していない、理事会の責任は重大ですよ。これは破綻しておる企業と一緒にですよ、それやったら。企業が破綻したら経営者はかわりますよ、普通、当然。それをただお金くださいだけの話じゃ済まな

いと思いますね。私は済まないと思います。答えいただけますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この当時の岬の事務組合解散のときについては、この基金を市で預かろうということで当時の事務組合の管理者であったり、合併前の4町の首長さん方で御決定されたことでありまして、そのときの資金につきましては人形座でつくった資金でありますので、言い方は悪いんですが、もとの持ち主に返すという形になってくるのではないのかなというように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、そういうことであれば人形会館を建設するときから経営再建に向けて当然そういうものは入ってこないとおかしいんですよ。集客のために、経営を立て直すために、また福良の方の地域活性化のために人形会館を建てるということでやったわけでしょう。それをやると入場者がふえて今まであるものも食いつぶさないでいけますよということではなかったんですか。今まであるものも食いつぶしてやるという計画が示されとったわけですか、私は少なくともそういうことは聞いたことがなかった。もしそういう実態があるならば、計画の段階で明らかにするべきなんですよ。これは公的なものなんでしょう。事務組合というのは地方公共団体だったわけでしょう。そこにあるものに関しては議会であるし、市であるわけでしょう。そういういろんなものを大いに明らかにして市民の団結でやっていきましょう、税金も使いましょう、これでしょう。これを何で今の今まで隠しておってですよ、突然欲しいと言い出すんですか。そこで理事会が何の責任も痛みも感じない、この体質はおかしいですね。人形協会の体質はおかしいと思う。これではちょっと説明もつかないし、納得もできるものではない。本来であれば6,700万円の資金がショートするということは企業ということは破綻だと思います。破綻をさせた責任をとって理事は総退陣、これは普通のことだと思いますよ。もう一回、顔を洗って出直してこいと言うべきやと思います。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 自立可能な健全運営ということで頑張って取り組んでいくということを伺っておりますので、ぜひこのようにお願いしたいという、先ほどの要望書が来ておりまして、それに基づいて取り組んでいただきたいというのが担当部署としての考え方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら少なくとも協会の責任ある方に言って説明をいただかないと、そんな一片の文章だけではわかりませんね。その経過を聞きたいと思いますね。いかがですか、委員長。やっぱり参考人なりに来てもらってやるべきと違うかな。もうちょっと中身を聞かしてもらわないと。これはちょっといかんと思いますね。資金ショートして緊急に必要であると、来月の座員の給料が払えないくらい追い込まれてますと、あるいは不渡りを出しますというようなことであつたらそれは緊急避難でやむを得ない部分、全額でなくても何ほかでもするべきやと思いますけどね、これはしたらいいと思うよ。そこまでやつたらあかんいうのと違うんですよ。だからその内容がわからないままで、はいはいというようなことには僕はならないと思いますね。皆さん、ほかの方の意見も聞かんとあかんですけど、私はそう思います。

○柏木 剛委員長 ほかにまた。
久米委員。

○久米啓右委員 議案提案のときに副市長からおさらいで説明があつたんですが、平成16年8月だったか7月31日だったかに、それまでの収益金を基金で、これは人形協会がためていた基金がもともとあつたんですか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 平成16年までに、先ほど申し上げた団体、淡路鳴門岬公園開発事務組合の基金、そこに淡路人形座、浄瑠璃館、山の上でやってた、淡路人形座の収益金をその岬の組合の基金として積んでおつたわけなんです。それで17年に。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その後、その基金を市が引き継いで市の基金としてと言つてましたよね、それが今、返還して廃止しようかということやけども、これ引き継ぐときのいきさつとか、何か書いたもんとかそういう経緯はないんですか。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。再開は45分とします。

(休憩 午後 2時37分)

(再開 午後 2時45分)

○柏木 剛委員長 再開します。
教育部長。

○教育部長(岸上敏之) 先ほどの件について、平成16年4月に淡路鳴門岬公園開発組合正副管理者と4町長により協定を結んでおり、協定書を作成しております。

第4条では「淡路人形座の今後の管理運営における財政支援として、国の重要無形民俗文化財であり、淡路島、三原郡における唯一国内外に発信できる遺産、500有余年の歴史を持つ淡路人形浄瑠璃の末永い保存・伝承を図り、観光をはじめとした産業振興に寄与するため、将来に亘り、淡路人形座が健全に運営できるよう行政が支援するものとし、事務組合の解散に伴い、新市へ引き継ぐものとする。」

第5条では、「協会から事務組合への指定寄附金については、事務組合の解散に伴い、新市へ引き継ぐものとする。」

第2項に「前項の寄附金は、淡路人形座管理運営のための目的基金として基金造成しなければならない。」

このように協定書には記載されています。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 当時は大鳴門橋の開通などでたくさん来館者もあり、収入も多く入ったのではないかと。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長(岸上敏之) 平成17年で基金の積立額が1億9,000万円程度ございました。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 この経緯を聞くと、もともと人形座が過去に蓄えたお金を市で預かっただけのこのように思います。これらのお金は、いずれ返すべきものですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 淡路鳴門岬公園開発事務組合が解散したので、お金を置いておくところなかったので、新市で預かることになりました。

○久米啓右委員 平成16年から人形座でお金を持っておくべきものでなかったのでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当時、人形座の身分が一部事務組合の職員だったので、そういうことになったのではないかと思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 では、一部事務組合の解散により民間になったのでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） おっしゃるとおりです。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 現在、集客8万人が見込めていない状況にあり、PR費等は当然、今まで使ってきたよりも潤沢に使っていく必要があると思うんですね。ですから資金は非常に今まで以上にかかる。なれば、預けてある金を使うということもそれは人形座としては当然の考えかなと思うんです。

ただ、その指定管理の契約のときの見込みが8万人ということで組んだものが、現状5万人ということになってくれば、当然別に資金が必要になってくるということは自然とわかりますよね。市としても、預かっている金を今返すというのは何ら不思議ではないと私は思うんですけど。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、久米委員の言われた中で、目標数値であったり、今この

6千幾ばくかの基金が必要というようなお話がありましたので、少し説明をさせていただきたいと思います。

それで、今回は8月オープンでしたので6万人台の目標であります。これは4月オープンが4カ月おくれたというような原因がございます。それで、年間ベースで今回は6万何ぼなんですけど、近い将来には8万人を目指して取り組んで、当然今も取り組んでおるんですが、ちょうどそれにはやはり今まで以上のコスト削減、これも人形協会、人形座の中で鋭意協議もされてます。ちょうど御承知のように休館したりというようなお話もいただけてます。

そこでその文化庁の事業で実は今回は九州のほうへ行っておるんですが、その文化庁の国庫事業というように最終の入金約2,000万あるんですが、これが4月、5月になることがもう決まっております。それで、それまでの資金繰りも必要となってきますので、この基金全額が当然必要ではございません。報告が来ておるのは2,000万、2千幾らというようにございます。

それでそこへ持って来て今後8万人を目指すにつけて自立的に経営をしていくのに、この市で預かっていただいていた基金を今回、協会のほうで管理させていただいて健全な運営を目指すというように意気込みで取り組んでいこうということもございまして、御理解をいただけたらなというように思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 とりあえず人形座、キャッシュフローを大きくして動きやすくして活動してもらおうということによろしいかなと思います。特に私は反対する理由はありません。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平成18年から23年までの基金の状況をちょっと調べてみたんですけども、平成18年が1億9,546万4,000円、21年が2億619万、それから22年当初が2億983万ということで、この5年間の中で1,400万ほど積み上げしておるんですね。これは間違いはないですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 間違いはないと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 毎年利子とかその他利益が上がったようなことの中で積み上げてきたものがその1,400万ということになっとなるかに思うんですが、それはどうですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この基金の中には一部の職員、全員ではないんですが、人形座の職員の退職積立金がございますので、それをトータルすれば1,900万円余になります。したがって、蛭子委員がおっしゃっておるのはおおむね、そのような数字じゃないのかなというように理解します。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですが、どちらがいいのかというような考え方なんですけれども、厳しいながらもやってきたと。基金はいろんな考え方があるんでしょうけども、健全運営ということのためにストックで持っておくのかキャッシュで持っておくのかというような話であろうとは思いますが、非常に不安定さが今出てきていると、経営に対して。という印象があって、見込みが大分違っていると、その指定管理を受けてのスタートでこういうことというのは、非常に将来に対して不安感があるわけなんです。そのいきさつについてやはりもう少し詳しい改善の方向性とか集客のための手だてとか、こんなこと、お金を渡したら済むという話ではないんでないかと。やっぱり具体的な、ある意味で企業再生ではないけれども、根本的に立て直すんだというところの計画性を修正したものを出していただかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。指定管理の中で出してきた事業計画との食い違いというのが出てくるとすれば、どこが違ってるのか、どこをどう改善して収支を改善しようというふうに考えてるのか、そうした説明が必要でないのかなというふうに思うわけですけども。市民に対してもですよ。こういう経過、いろいろやっぱり、我々に説明を受けるというよりも、本来今、6千何ぼか渡して何年間かやれるかわからんけど、この集客目標が行かんかったらまた5,000万とか6,000万とかそのたびごとに必要になってくるのかなと、しかも毎年2,000万円渡し続けた上でさらにその上というようになってきたとしたら、これはもうお願いして理事やってもらって、理事会も構成してもらって、こちらから頭下げてやってもらっておるんやから、それは仕方ないというふうに思う方は少ないと思うんですね。やはり人形協会とはいえ、もともと始まったものは事務組合、地方公共的団体から始まって今、運営してその理事長は市長で

あるということから考えてもですよ、やはりこれは市民に対して説明責任、改善方向を示していく責任は大いにあると思うんですよ。その点がやっぱり足りないと思うんですけど、いかがですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、私のほうでお答えできるのは、当然日々、今の経営状況を報告いただいて、それで改善に向かってどういう取り組みをしているかといったようなところを十分に市としてはチェックをかけてやっていきたいなというような話です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから6,700万全額崩して渡し切るということよりも、必要な資金ショートのみだけ渡して、この半年間ぐらいの経営改善の中身を評価しながらその対応を考えていくというのが通常、常識的な対応じゃないかなというふうに思うんですけどね。どうしても必要なショートする部分は補わんと仕方ないですよ、これは。でもそれを出して終わりということにしてはいけないと、改善計画、プロセスの方向性というのはやっぱり示していただいて、実績も伴って半年なら半年で改善しましたというようなものを見せていただかないと、必要なこれだけのもののキャッシュが必要だということの説得にはならないように思います。あくまでもそれは自分たちのお金だとは言いながらも、これは基金として積み上げて、市としても協力して2,000万円ずつ出していっとるわけですから、伝統芸能の保存継承、普及発展のために市も努力しておるわけですから、そういうストップも必要であるというふうに思います。

そういうことです。いかがですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 担当部のほうとしては、人形協会の意向に沿って、我々としては十分にチェックをさせていただいて経営改善に向かっていただきたいなというように考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 チェックしておったらこんなことにならんですよ。この間が見通しが甘いというのか、資金不足になってきた、これはやっぱり見方も弱いし、是正の方向性

の提起も弱いし、お互いになれ合いや甘えがあるのと違いますか、担当と理事側になれ合いがあるのと違いますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そういうことはございません。それで今、この経営改善に向けて実際に取り組まれているし、営業戦略についても新たな具体的な方策を考え出して取り組んでいる状況であります。それで今年度、あるいは来年度に向けての新たな取り組みも考えていておりますので、十分そこらは確認をしながら見ていきたいなというような今、担当部の考え方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 端的に言って、ショートする金額は2,000万円ですか。詰めてますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 具体的な数字は今持ってないんですが、詰めております。2から3だったと記憶しております。今ちょっと資料を持ってませんので。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから毎月どれだけ要るんかどうなんか、それもわからん話で、どうなっとるのかいうんかがわからんのです。今やっとショートするということが出てきたんで言いよるわけで。そんな話は全然、我々は気がついてなかった話で、お客さんが少ないだけで済んどるんかと思っとったら、資金繰りに困ってるということでしょう。変な話ですよ、これは。どんな内容もちょっと具体的に出すべきと違うかということと言いよるんです。これは基金を崩すとか崩さんとかいう話じゃなくて、健全な伝統文化芸能が発展していくかどうかということの問題として捉えておるわけなんです。だからもうちょっとリアルに実態を示しとかんと、破綻しましたというわけにはいかんわけでね。繰り返し言いますが、こうなってきた理事にも責任があるということと言いよるんですよ、理事会、理事者に。どう考えておるんですか。理事会はどない思っとるんですか。我々に責任はないと思っとるんですか、それとも責任を痛感しておるんですか、どちらですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形協会のほうでは責任がないとかそういったことではなくて、今、鋭意その改善策をやっておるところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さっきの申し入れ書を見た中では、責任ということは一つも聞こえてないな。何かそういう、理事会としての責任をどこか出してるんですか。こういう資金ショートしてきたことについての理事会の責任はないんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これは当然、人形協会のほうで責任を持って対応していくべきものと考えておるし、そのように人形協会の理事の方々も取り組んでおるものと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2,000万ずつこれまで運営に渡してきて、22年だったか、足らんということで追加で出したことがありましたね。あったと思うんですよ。その時点で既に厳しいという状況があったかというように思うんですね。それを立て直すんだということでこういうことになってきた。その経過もやっぱりもうちょっとわかるようにしてもらわないと、そして福良に来たらお客さんがふえて経営改善できますということが最大の目的だったと思うんですよ、人形会館建設の。ところが芳しくない。その流れがやっぱり総括が足りないと思うし、そういう見通しの甘さについての理事会の責任感というのは要望文書の中には一言も出てないと思いますよ。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 鋭意努力しておるということと、責任問題というよりもこれをより少しでも改善していこうという取り組みを今、人形協会では取り組んでいただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　やっぱり理事会というのは大きな責任を持っておるといふことであれば、それに至った事態について何らかのコメントがあってもいいと思うんですよ。でも何かそういうのが感じられてないんです、出てこないな。もしあったら、見せてほしいんですけどね。

○柏木 剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　当然今、指定管理でやっておる計画のとおりではございません。それで人形協会のほうではこれを少しでも計画どおりに持っていくべく、鋭意努力している事実がございますので、それを我々も確認しながら。任せ切つとるといふようなそんなつもりもございませんし、人形協会のほうも性根を入れてより改善に向けて取り組んでいこうということをおぼろげにやっておりますので、そこは是非見てくださいというか、見ていただくやいう、そんないいかげんなことではないんですが、そういう取り組みを実際にやっておりますので、それでなかなか100人、1,000人、何千人、1万人、これは本当にふやしていくのはなかなかのことでございます。それで目標は言っておりました8という数字がございますので、それに向かつて今、本当に真っ最中取り組んでおるところでございますので、御理解いただけたらなというように思います。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だからこういう話があつて人形協会の方に話も聞きに行ってきましたよ、先ほど冒頭言いましたように、市長にはいつも聞いてますからね。副理事長かな、話を聞いたら自信たっぷりに言うてましたよ、これができてないということについてお金をくださいだけの話じゃないでしょう。戻してくださいだけの話じゃないと思うんですよ、そういうことがなくつてもやれるということだったんでしょう。と思うんですよ、当初の計画の中に、人形浄瑠璃館基金を活用して運転資金としてやるというのは出てきてないんだから。出てたら、そのときに議論をしたと思うんですよ。出てないやもん、今まで。その間に大丈夫です、もうやりますと、何を反対するんですかとか、何を言つとるんですかみたいな話もあつたわけですよ。十分やりますって言うてましたよ。その人の話を一回聞いてみたい。この経緯を。何でこうなつたかというのを。市の考え方がおかしかつたのか、事業計画そのものに無理があつたのか、何なのかということについてコメントをいただきたいですね。そうでないとこれは、さっきの子供への小遣いの話じゃないですけども、そう簡単な話じゃないと思いますよ。

今のこの人形浄瑠璃館基金というのは理事だけのものじゃない、やっぱりこれは長い間

技芸員が努力もし、いろいろ積み重ねてきたものであって、それを当面の資金ショートのための運転資金に充てるというようなものでもないようにも思うんですね。これは貴重な財産であるという考え方を持っておかないとあかんのじゃないかという思いを強くしてますけどね。だから、理事の方の説明をもうちょっといただきたいなというのが本音なんです。頭からだめだと言っとるんじゃないんですよ、必要なものには手だてをせんと、それはだめですよ。でもそこに至った経緯の説明がやっぱり足らんのではないかと、お任せしてくださいというわけにはいかんでしようということを申し上げとるんです、繰り返し。これは今のままではちょっといかんと思うな、市民に説明つかんと思うな。市長選も近いですよ、知りませんよ。

○柏木 剛委員長 今の件はもう質問、答弁を求めるような話じゃなかったんで。
北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる新たな取り組みをしているということやねんけども、これは当然、上におったときからずっとやってるはずなんやな。ここへ来てから、下におりてから新たにやってることというのはどういうことがあるんですか、またどういうことを考えてるのか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 近隣のうずしお観潮の営業関係とタッグを組んで、もう一般的に言う旅行社関係、そこら、それと観光施設との商品化、そういったところを毎月というか、毎月お客様の筋も違いますし、シーズンもありますし、山の上におれば1月、2月というのは通常少ないというようなところなんだけれども、今の福良の地へ来れば違った方法があるはずやというようなことで、初めから早々取り組んでおるところでございますし、これはなかなか私もよく報告というか一緒にそういうお話もオープン後聞かせていただきましたが、今やってすぐその効果が出るかというたらそんな甘いもんでないので、今やりよることを繰り返し、また長期展望を持って例えば既に始まっている来年の大型の修学旅行の営業なんかは今やって、来年どれだけ成果が出るか、そんなものの繰り返しをやっていこうよというようなことで、非常に言葉だけの説明しか今はできないんですが、そんな取り組みが1つの例かと思います。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そんな取り組みに幾らぐらい予算を使うんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 具体的な数字は持ってありませんが、当然、中部、阪神間、西のほう、そういったところの営業経費といいますか、通常の。そういったところはもくろみを立てて取り組んでおるところでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 恐らくそういう取り組みは上におったときからやっぱり各旅行会社等へちょっと手土産を提げて行くんやと思うんやな、それは新しい取り組みでも何でもないと、今までも努力しよったはずや。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 実は、当然そうだと思うんですが、その動きが非常に少なかった点がございました。それで今回は新しいところでやるについては連携を図っていただいておりますが、相乗効果をはかる意味で今まで以上に、それも倍以上の労力をかけてやっておるのが現実でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる運営に必要なやと、もちろん最初、我々がもうけたやつやから預けたのを返してくれと、それはもうそのとおりのやと思うんやけども、ただ今、運営に必要なやということは、というのは今、蛭子委員の話の中で、資金ショートしてきているということは、上と下とやっぱり必要経費というのに大分差があるのと違うかなと思うんやけども、どうですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 確かにその辺も重要な一つだと認識しております。それでコストをいかに下げるかというのは当初から取り組んでおるんですが、当然今まででありましたら大鳴門橋記念館の取り組みでありましたら、具体的に電気代であったり光熱水費であったりするのを、直接支払うんじゃなくて昭和60年からの申し合わせによって、割合制でしておったところがあります。それで、それに近いものは要るだろうというような計

算はされておるわけなんですけど、もう既に4カ月、5カ月になってますので、その辺ももう一度見据えた中で、再度コストについて削減をするべきでないかというような意見がどんどん出ておまして、今それも含めてやっておるところでございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、どれぐらいショートしておるんやという中で、どれぐらい必要なんやという質問もあったと思うんですよね。そしたら2から3やったかな。ということは、まだ始まって4カ月ぐらいですか、それでこれから来年の4月までも4カ月。仮に3,000万要るとしたら、その8分の1が毎月ショートしていってるという計算になってしまうねんけども、そこらの具体的な数字というのはわからないということやったんやけども、やっぱり400、500という数字がショートしていってるのかなど。せやから欲しいとなったらこの6,000万、7,000万入れたってほんまに1年、2年でもう枯渇してしまうと。ということはあとは2,000万プラス市からの2,000万、3,000万の持ち出しになってくるという懸念があるんですけれども、そこらの見通しというのは全然立ってない状況でしょうか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 数値的な見通しは立ってございます。それで今、北村委員がおっしゃられるようにこのままで行けば最悪枯渇してしまうよというようなことで、コストを下げることと、営業で、言葉で言いますとプラス2,000万以上を目指してどんな方法があるかというのを今具体的にこの方法で何百万、この方法ではこれだけ、というようなことを今、具体的な案を人形座、人形協会のほうで考案して取り組もうとしておるところがあります。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる将来展望からいけば、人形の文化の伝承と営業と両方を追いかけているわけやけども、本当にどっちかにせないかん時代が来ると違うかなと思うんやけども、そこらの見通しはどないしてるんかなど。もちろん答えは決まってると思うんやけど。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましても、先般の一般質問で市長自身が答弁させていただいたところなんです、これはやはり当然ながら2つを目的としておるところなんです。ただ、基本は経営がしっかりしてこそ、それができるんであって、今人形座全体としましても、技芸の向上というのは記念館におったときはそういった目標でやりました。ただ、今はそれだけじゃなくてやっぱり伝統芸能をどうしたら売れるかというのは、外から見るのもよくわかるんですが、実際にかかわっておる人たちがお客様と接触する中で、この辺も大事やぞというようなことを今、実は徐々にまとめていきよるところなんです。本当にまだ、ちょっとおくれとるんですが。そんなことでやっております。それと、保存伝承の部分は特にあとの2市にも御協力いただく中でその経費を今捻出しておるんですが、今後も引き続いてなんです、この部分を例えば営業成績がよくてボーナスもよくあるよ、ほんたら指導するのも我々の努力でできるようになった、これは安心なんです、なかなかそこまで行くのは本当に厳しいところがありますので、保存伝承の部分についてはやはり行政のほうも考えていくべき点があると認識しております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど一番冒頭の中で、経営という話が出たんやけども、多分経営ではもう完全に行き詰まると思います。そやからやっぱり、文化の継承のほうに重きを置いていくふうになっていくんと違うかなと。というのは文楽、あれですら補助金がなかったらやっていかれへんのやから。そやから二兎を追う者は何とかと言いますが、やっぱり5年、10年先には多分、市の持ち出しだけではやっていけん状況になってくると思うんで、恐らく伝承のほうに重きを置いて。そやから今の運営状態をもうちょっと縮小していくべきと違うかなと思ったりしますけど。どうですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現時点では経営を重きに置いてやっていこうとしておるのが人形協会の考え方でもあるし、我々としましてもそういうふうな当初からの話で、今はまだ始まったところだというような認識を新たにしておりますので、御理解いただけたらなというように思います。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 始まったところでこんなことしようとしとるということやから、どないですかと聞きよるわけやんか、また戻ってしまう。そういうことやと思います。

終わるときです、もう。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 時間も長時間になってきましたので、同じことを何回言うても全く一緒の答えしか返ってきえへんという思いがあるんですが、ただ久米委員の話の中で、基金の成り立ちが人形座の収益金やったと、それを市が管理してたと、それを返してくれというような形なので、それは成り立ちからしたら、そういう要請があればそれをするのが当たり前かなという思いはいたします。ただこれで蓄えがなくなったらどうするんかという思いが非常にその後強いので、皆さん方が心配の質問をしているんだろうという思いはいたします。教育部長も修学旅行と言いましたけど、修学旅行だったって、大阪の文楽に行くのと淡路人形浄瑠璃のほうを見てきたというんやったら、帰って親に話をするときにどっちが話ができるかといったらやっぱり大阪の文楽に行ってきたよ、おお、と思うと思うんです。そこらへんの考え方自体も僕はまだまだ甘いと思うし、もっともっというろんなことを考えて、その現実というのを捉まえていかないと、この先、先ほど北村委員も言うてするような心配も往々にあるとは思いますが。

ただ、この成り立ちからすればこれは返してもそういう要請があれば仕方がないのかなという思いはしています。そういう点で教育部長、もう一度答弁しても同じ答弁やと思うんですけど、しっかりと今後の人形座のほうは把握をしていただいて、はっきり言えば9月、10月の決算を出せと、毎月の。どんだけの収入があってどれだけ赤字やったんかというところの、文教のほうに怒ってくると思いますんで、それはもうしませんけども、その点だけは、我々の思いというのは理解しておいていただきたいなど。これは質疑でなくてごめんなさい、意見になってしまいました。委員間討議のほうがよくあったんかわかりませんが、そういう思いやと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 執行部に対する質疑はほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 そうしたらそういうことで、質疑のほうは終結したいと思います。たくさん出ました。

次にこれから委員間討議を行います。意見がございましたら、挙手をお願いします。

久米委員。

○久米啓右委員 熊田委員もおっしゃられていたんですけども、基金を置いていても全額返還しても問題解決には何らならないですね。例えば経営がね。キャッシュが少しふえるんで、わずかにその問題の再燃を先送りという効果かなと思うんですが、現金がないとできないという活動もあるにはあると思うんです。ですから返還することに何ら反対はしません。ただ、経営をとということになりますと、指定管理でやっておるんですけども、10年、管理期間が持つかどうかということで、この辺、市はもっと経営状態を管理して指定管理が本当にこのまま10年間続けていくのか、どこかで見きわめる時期が来るんじゃないかというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 確かに我がお金という感覚はあるんですが、その成り立ちから考えても公益性、公共性というのがあって、事務組合としてスタートして人形協会、人形座の復活に例えば南淡町とか当時の事務組合なんかも非常に力を入れてやってきたものであろうと思うんですね。それで、教育部長、よく聞いておいてくださいよ、やっぱり本当に気になるのは人形協会の責任ある方が大丈夫ですと大変な自信を持って私は聞かせていただきましたよね。それがこの結果ということになるのであれば、やっぱり理事者は結果が出ないと何らかの責任をとるということは必ず必要になってくると思うんですね。それが今なのか、半年後なのか一年後なのか、事業計画を立てて収支改善がどう進んでいくのか、ここが今後の課題になってくると思うんです。今回、これについても全額を出さなきゃいけない理由というのが私ももう一つはっきりわかりませんし理解できないので、一応の手だてではそれはやっただらいいと思うんですが、これまでも2,000万円なりの補助金を出した上にさらに追加で出してきたというようなことをやってきて、それでも守っていこうと、しかしそこまではこの基金には手をつけてこなかったというようなところもあるわけで、やはりその基金を置いておくことによって指定管理しておるこの会館の維持、あるいは伝統芸能の保存、これに対して議会としてのチェック機能が働いていける担保になるというような思いもいたしますので、この基金を廃止、先ほど当初も言いましたけれども、目的の達成というのができていない中でこれについての教育部長の答弁をまだいただけてないんですけども、非常に疑問が残っておりますので、廃止をする必要はないというふうに思います。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 基金をこっちへ戻せという話、多分もろうたらショートしたときに一々手を出さんでも要するに運用しやすくなるということがありますよね。そして先ほど

自分のほうでもうけた金やから戻してもろうたらええわということやねんけども、これはそのとおりやと思うんやけども、ただこれは一部事務組合のときにこれでもうけたやつをこっちにのけることによって税金対策であったわけです。普通もうけとったやつは、大方半分近く税金で取られるわけやから、それから言ったらとうに人形会館建設のときに2億6,000何ぼやったか拋出してるとんやけどもあのうちのほんまに、今2億何ぼ残ってるけども、やっぱり4割近くは本来は税金で持っていかれてるお金、そやから一部事務組合で預かっておったおかげで助かってるお金なんやな、これ。そこら全然説明なかったと思うんやけども、我々事務組合に行っておったんで、これは税金逃れのやつやなと言いながらも審議しとったんやけども、そういうことやったんやけども、ただ人形浄瑠璃館、人形協会から市のほうにショートした部分を受けらんでもある間はようになってきたということやから、非常に人形協会としてはありがたいお金になってしまうというふうに思います。それだけ我々のチェックができづらくなる、とことんなくなつてからまた手をつける話が出てくると違ふかなというふうに思います。そやから必要なだけ出していくふうにしたら議会のチェックも働くんかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 議会のチェックという点では非常に異論はないんですが、恐らく必要な分だけとなるとやはり動きにくいという点があるんですよね。現金を持ってしたいこともあるやろうし、ショート分だけの補充だと動きにくいんかなというふうに思います。結局行き着くところの想定は同じやと思うんですが、その間でも努力しろが現金で持たせるんかなと思います。経営に傾注するより最終的にはやっぱり伝統文化ということになると指定管理も見直しということになると思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、私の不信感というのは理事者に経営能力がないというようなくらいの不信感を持っておりますので。お任せするのは危険かなということです。

○柏木 剛委員長 私もちよつとだけひっかかっているのは、蛭子委員が経営内容の説明を求めようじゃないかという話があったし、北村委員からは改善策は具体的にどういふことがということに対してもどうもいまいちぴりとした意見もなかったということで、委員会として今のような話を、要するに議会のチェックというさっきの話にもつながるんかと思うんですけど、そんなアクションが、答弁は求めてなかったかと思うんですけど、委

員会としてその辺はどのように判断したらいいのかというのが、ちょっと私のことなんですけど、どうでしょうか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局資金ショートの問題やと思うんですよ。早くやらないと運営が厳しくなるということであれば早く渡してやらんとあかん部分があると思うんです。今、我々がその経営内容の説明ということはこの議案とは切り離して一度聞いてみる必要があるかと違うかなということだと思うんですよね。でないとたちまち年末年始から春にかけてのやろうとしていることができないと、ショートしてできないと、手かせ足かせになってもいけない部分はあると思うんです。しかし、だからと言って全てを許してしまうというわけにはいかないという部分もあるんです。そのあたりを考えればとりあえずこれはこれとして議決をして、必要な手だてを打つということにした上で、今委員長がおっしゃったような中身についての調査研究、集中審議というのをやっていくべきかなというような、委員長の提案に思ったりするんですが。

○柏木 剛委員長 委員会としては。

○蛭子智彦委員 向こうでもいいんですけど。

○柏木 剛委員長 そうですね。そういう考えでよろしいですね。

○蛭子智彦委員 ただ、そこまでやってくれるかどうかというのはあるんですけど。越権行為になるかもわからんけど。ただそれぐらいの重みはあると、これは文教のほうでも恐らくこういう議論も踏まえて議論していただけたらと思うんです。

○柏木 剛委員長 そうですね、わかりました。その辺は委員長のほうから向こうの委員長のほうに。

○蛭子智彦委員 そうそう、委員外委員として呼んでもらうということももしかしたらあるかもわからない。

○柏木 剛委員長 そういうこともありますね。そういうことも含めて申し入れをするので。

○蛭子智彦委員　それは何らかの形でやらないと、やっぱりこのままではいかんのではないかということだと思います。

○柏木 剛委員長　そしたら委員間討議の件はその辺でよろしいでしょうか。
討議を終結してよろしいでしょうか。
それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長　それではこれより採決を行います。
議案第80号、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館基金条例を廃止する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長　挙手多数であります。よって議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ここで教育部長が退席します。
もう少しありますので、ちょっとここで一旦休憩を取りたいと思います。
時間は3時45分再開ということでよろしいでしょうか。

(休憩 午後 3時35分)

(再開 午後 3時45分)

③ 議案第109号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○柏木 剛委員長　それでは再開します。
次に、議案第109号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どういふ影響が出るのかなと、この条例改正で。昇給停止ということだろうと思うんですが、その影響についてどんな効果があるか、説明いただきたいと思ひます。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 今回の改正は本会議でも提案理由で述べさせていただいたように、人事院勧告の内容に基づいて所要の改正を行うものということで、ただいま御指摘があったように55歳を超える職員の昇給停止ということでございます。

 例えば金額的な影響を申し上げますと、平成24年度ということは昇給日が毎年1月1日となっておりますので、25年1月に56歳到達以上の職員についての昇給がストップされます。それまででしたら現行は2号昇給しよったところがゼロとなるということで、この額が約40万円。40万円というのは3カ月分ということですね。1月、2月、3月ということなんで、今年度が40万円、対象者が96名ということになってございます。

 平成25年度に入りますと、現在55歳の職員が今度56歳になりますので、26年1月1日に本来昇給すべきものがストップされますので、その先ほどの96名にまた28名、現在55歳の職員が加わりまして、全員で124名という対象者になりまして、今度は1年間通しての額ということで約220万円の影響額が出てまいります。

 以上でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ラスパイレスとかいろいろ公務員の給料というのは常に矢面に立つとか、ターゲットになるわけですけども、民間給与等ともあるんですがやはりデフレとかいろいろあります。やはり職員の給料というのはただお金をもらっているということだけではなくて、そのことによって経済循環というようなことにもつながってくる。また働く意欲にもつながってくる。確かに信賞必罰で余り仕事のできない、議会に対する答弁でも非常に不十分だったりしても逆に差が出ない、このあたりが改善される余地があるというふうには私思っておるわけですが、やっぱりしっかりと仕事ができる方は給料を与えてもらったらいい、しかしその内容や結果について不十分な点があればそれは昇給停止をしても構わないという考え方に達するわけですけども、公務員としてはそういう考え方はできないんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 　　ただいま御指摘いただいたような、例えば人事評価というのは本市、今導入しております、現在はそういった給与面には反映しておりませんが、それを反映した場合は極めて良好とか、特に良好、ということになった場合は2号昇給であつたり1号昇給であるということで頑張った者が報われるというような制度もございまして、今後給与にも反映できれば、そういう形での補完はできると考えています。

○柏木 剛委員長 　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員 　　そこで気をつけないといけない勤務評価の内容で、上ばかり見て市民を忘れるようなことにはならないようにと、そういうことが基準になると思いますのでその点、評価する場合にはどれだけ市民の役に立ったかということで評価をしていただければというふうに思います。

　　終わります。

○柏木 剛委員長 　　ほかにございませんか。
　　北村委員。

○北村利夫委員 　　ちょっと離れるかと思うんですけども、いわゆる国家公務員のほうはことしからですか、7.8%減しているのは。だけど地方公務員の場合はこれは別に準拠する必要はないんやろうと思うんですけども、ただ何もかも県にならつたり、国にならつたりしてる、そこらはどのように考えておられるんですか。

○柏木 剛委員長 　　総務課長。

○総務課長（佃信夫） 　　国家公務員は今回の人勧、特に法律に基づいて、国家公務員法第28条に基づいて人勧準拠というようなことがございます。一方、我々地方公共団体の職員は給与決定の三原則というのが地公法にございまして、そのうち1つには均衡の法則というのがございます。それには国、または他の地方公共団体に準ずるということになっておりますので、一般的には人勧準拠といいますが、人勧に基づいて改正された国に準拠というのが正解ということになっております。したがって今回も国は御指摘あつたように見送つたんですけども、他の自治体の状況も踏まえながら、慎重に検討し、今回こうやって中日上程ということでちょっと当初上げられなかつたんですけども、これはやはり職員、労働組合とも十分話し合いをして、それで妥結を得て上程しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは定年延長もにらんだための措置とは全く違うんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 定年延長はまた別の次元で、年金との関係もあると思うんですけども、国では再任用制度の義務化というようなことも言われております。ただ、地方公共団体は現在定員適正化によって職員を削減しておりますので、定年延長して再任用しますと、今度は新規採用のほうにしわ寄せが来るということなので、現在はちょっとまだ。例えば退職者の補充について100%補充できませんので、そうなった場合には再任用のほうにもシフトしていければと思っております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ついでやねんけど。ついでで申しわけないけども、国のほうでは住居手当、これについても廃止の方向ですよ。準拠からいえばどういう形になるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃信夫） 先ほどいろいろな他の自治体の状況を踏まえてということもございますけども、県の人事委員会のほうではこの1月に500円にして。現行が1900円ですか、これをこの1月に500円にして25年4月からゼロにするということもございます。我々のところは今現在、1500円払っておりますけども、これも要は3500円から段階的に減額していつかの措置なので、当然25年の4月からゼロにする方向で今後検討していくというか、それにしていきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 それでは質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 それでは採決を行います。
議案第109号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ④ 議案第75号 平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

- 柏木 剛委員長 次に議案第75号、平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 これより採決を行います。
議案第75号、平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第76号 平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について

○柏木 剛委員長 次に議案第76号、平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑ございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 これより採決を行います。
議案第76号平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第77号 平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について

○柏木 剛委員長 次に議案第77号、平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第77号、平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 柏木 剛委員長 挙手多数であります。
よって議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ⑦ 議案第78号 平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

- 柏木 剛委員長 次に議案第78号、平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第78号、平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。

よって議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りします。12月14日の本会議における委員長報告についてどのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」の声あり)

○柏木 剛委員長 委員長、副委員長に一任ということで、それではそのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し入れについて

○柏木 剛委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し入れについてを議題とします。

お手元に配付の閉会中調査事件申し入れ一覧表のとおり、議長に申し入れしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議ございませんので、議長に申し入れすることとします。

3. その他

○柏木 剛委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、その他終わりました、最後になりましたが執行部からの報告事項がありましたらお願いします。

防災課長。

○防災課長(松下良卓) 来年1月6日、日曜日午前9時30分から三原健康広場で平

成 25 年南あわじ市消防団初出式が行われます。総務委員の方々全員と、正副議長に御案内をさせていただいておりますので、出席よろしく願いいたします。

以上です。

○柏木 剛委員長 ほかに。

それではこれもちまして最後に閉会の挨拶を副委員長からお願いします。

○廣内孝次副委員長 それでは、大変長い時間慎重審議、ありがとうございました。

ことし最後の委員会開催というようになりますけども、また皆様方におかれましては、来年もまた頑張ってくださいと思います。私どもも健康に注意して、活躍したいと思います。

本日の総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午後 4時00分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年12月 7日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 柏 木 剛